

参考資料

令和4年3月第1回定例会

令和4年大府市議会第1回定例会提出議案一覧表

区 分		件 数	
		令和3年3月	令和4年3月
1 条 例		10	15
(1) 制 定		4	1
(2) 全 部 改 正		0	0
(3) 一 部 改 正		6	12
(4) 廃 止		0	2
2 予 算		8	9
補正予算	(1) 一般会計予算	1	1
	(2) 特別会計予算	1	2
	(3) 企業会計予算	1	1
当初予算	(1) 一般会計予算	1	1
	(2) 特別会計予算	2	2
	(3) 企業会計予算	2	2
3 その他の議案		2	1
4 人事案件		1	0
計		21	25

令和4年大府市議会第1回定例会提出議案

【報告】

報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償）

【条例】

議案第 2号 おおぶ文化交流の杜図書館図書購入基金条例の廃止等について

【補正予算】

議案第 3号 令和3年度大府市一般会計補正予算（第13号）

議案第 4号 令和3年度大府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第 5号 令和3年度大府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 6号 令和3年度大府市下水道事業会計補正予算（第1号）

【条例】

議案第 7号 大府市犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第 8号 大府市個人情報保護条例の一部改正について

議案第 9号 大府市職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第10号 大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

議案第11号 大府市使用料条例の一部改正について

議案第12号 大府市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部改正について

議案第13号 大府市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

議案第14号 大府市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第15号 大府市手数料条例の一部改正について

議案第16号 大府市道路占用料条例及び大府市公共用物管理条例の一部改正について

議案第17号 大府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第18号 大府市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

議案第19号 大府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

議案第20号 適用対象が消滅した条例等の廃止について

【その他】

議案第21号 市道の路線変更について

【当初予算】

議案第22号 令和4年度大府市一般会計予算

議案第23号 令和4年度大府市国民健康保険事業特別会計予算

議案第24号 令和4年度大府市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第25号 令和4年度大府市水道事業会計予算

議案第26号 令和4年度大府市下水道事業会計予算

【報 告】

報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の指定した専決処分事項（昭和46年大府市議決第61号）について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの

・損害賠償について

令和3年12月23日追分町一丁目地内の「そびあ保育園おいわけ」において、大府北中学校グラウンドで野球部の活動をしていた生徒の打ったボールが、バックネットと防球ネットの間を通り抜けて飛来し、被害者の所有する保育施設の園舎に接触し、当該園舎の雨どいを損傷させた事故に対し、19,800円を賠償したもの

（担当課等）

学校教育課

【条 例】

議案第 2号 おおぶ文化交流の杜図書館図書購入基金条例の廃止等について

おおぶ文化交流の杜図書館図書購入基金を大府市文化振興基金に一本化するため、条例を廃止し、及び改正するもの

（内 容）

第1条 おおぶ文化交流の杜図書館図書購入基金条例（昭和56年大府市条例第34号）の廃止

第2条 大府市文化振興基金の設置及び管理に関する条例（平成3年大府市条例第4号）の一部改正

- ・基金を処分できる場合として、おおぶ文化交流の杜図書館の図書の充実を図る場合を追加

（施行期日）

公布の日

（担当課等）

文化交流課

【補正予算】

議案第 3号 令和3年度大府市一般会計補正予算（第13号）

議案第 4号 令和3年度大府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第 5号 令和3年度大府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 6号 令和3年度大府市下水道事業会計補正予算（第1号）

※「第1回定例会補正予算の概要」参照

【条 例】

議案第 7号 大府市犯罪被害者等支援条例の制定について

犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える社会意識の形成を促進し、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、条例を制定するもの

(内 容)

- 第1条 目的について規定した。
- 第2条 この条例における用語の意義について規定した。
- 第3条 基本理念について規定した。
- 第4条 市の責務について規定した。
- 第5条 市民の役割について規定した。
- 第6条 事業者の役割について規定した。
- 第7条 相談及び情報の提供等について規定した。
- 第8条 経済的負担の軽減等について規定した。
- 第9条 広報及び啓発について規定した。
- 第10条 人材の育成について規定した。
- 第11条 個人情報の適切な管理について規定した。
- 第12条 意見の反映について規定した。
- 第13条 支援を行わないことができる場合について規定した。
- 第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めることを規定した。

(施行期日)

令和4年4月1日

(担当課等)

危機管理課

議案第 8号 大府市個人情報保護条例の一部改正について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の廃止並びに統計法（平成19年法律第53号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

(内 容)

- ・引用規定の整理

(施行期日)
令和4年4月1日

(担当課等)
行政管理課

議案第 9号 大府市職員の給与に関する条例等の一部改正について

令和3年人事院勧告等を踏まえ、期末手当の見直しを行うため、条例を改正するもの

※「大府市職員の給与に関する条例等の一部改正の概要」参照

(担当課等)
秘書人事課

議案第10号 大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

議案第9号と同趣旨

(内 容)

- ・ 期末手当の年間支給月数の引下げ

3.35月 → 3.25月 (△0.10月)

(市議会議員の支給月数)

年度	6月期	12月期	年間計
令和3年度	1.675月	1.675月	3.35月
令和4年度	1.625月	1.625月	3.25月

(施行期日)
令和4年4月1日

(担当課等)
秘書人事課

議案第11号 大府市使用料条例の一部改正について

学校開放施設のうち小学校の体育館に係る附属設備使用料を追加するため、条例を改正するもの

(内 容)

- ・ 神田、北山、石ヶ瀬及び共和西の4小学校に係る空気調和設備使用料の規定の追加

(施行期日)

令和4年4月1日

(担当課等)

健康都市スポーツ推進課

議案第12号 大府市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部改正について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正を踏まえ、一人でも多くの避難行動要支援者に対し、迅速かつ実効性の高い避難支援等を行うため、条例を改正するもの

(内 容)

- ・題名の改正 「大府市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例」
- ・個別避難計画の作成及び個別避難計画情報の提供等に係る規定の追加

(施行期日)

令和4年4月1日

(担当課等)

地域福祉課

議案第13号 大府市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

子ども医療費助成の対象を拡大するため、条例を改正するもの

(内 容)

- ・助成対象となる子どもの年齢の拡大
「15歳に達する日以後の最初の3月31日まで」
→ 「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」
※新たに対象となる子どもに係る助成の範囲
入院に係る医療費 → 医療保険自己負担額の全額（自己負担なし）
通院に係る医療費 → 医療保険自己負担額に3分の2を乗じて得た額
（自己負担1割）

(施行期日)

令和4年10月1日

(担当課等)

保険医療課

議案第 14 号 大府市国民健康保険税条例の一部改正について

国民健康保険税の税率等について、大府市国民健康保険運営協議会からの答申を踏まえた改定を行うとともに、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正を踏まえ、子育て世帯を対象とした市独自の減免制度の拡充等を行うため、条例を改正するもの

(内 容)

第 1 条

・税率・税額の改定

所得割	100分の8.2	→	100分の9.9
資産割	100分の14	→	100分の7
均等割	39,800円	→	45,300円

・国の未就学児に係る均等割の5割減額制度の創設に係る規定の追加

・市独自の子どもに係る均等割の減免制度の拡充

改正前	18歳以下の子ども（1人目）	2割減免
	（2人目以降）	5割減免
改正後	未就学児	国の5割減額に加えて、3割減免（合計8割）
	18歳以下の子ども（未就学児以外）	8割減免

・引用条項の改正等に伴う規定の整備

第 2 条

・税率・税額の改定

所得割	100分の9.9	→	100分の10.4
均等割	45,300円	→	45,900円

(施行期日)

第 1 条 令和 4 年 4 月 1 日

第 2 条 令和 5 年 4 月 1 日

※「答申書写」及び

「愛知県内の国民健康保険税（料）の税率・税額状況」参照

(担当課等)

保険医療課

議案第 15 号 大府市手数料条例の一部改正について

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

(内 容)

・引用条項の整理

(施行期日)

令和4年4月1日

(担当課等)

都市政策課

議案第16号 大府市道路占用料条例及び大府市公共用物管理条例の一部改正について

道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

(内 容)

第1条 大府市道路占用料条例（昭和61年大府市条例第1号）の一部改正

- ・ 占用料の改定
- ・ 自動運行補助施設に係る占用料の規定の追加

第2条 大府市公共用物管理条例（平成7年大府市条例第4号）の一部改正

- ・ 使用料の改定
- ・ 自動運行補助施設に係る使用料の規定の追加

(施行期日)

令和4年4月1日

(担当課等)

建設総務課

議案第17号 大府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大府市犯罪被害者等支援条例の制定に伴い、条例を改正するもの

(内 容)

- ・ 選考による優先入居の対象に、特別の事情がある者を追加するもの

(施行期日)

令和4年4月1日

(担当課等)

建設総務課

議案第18号 大府市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

都市計画法（昭和43年法律第100号）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）の一部改正に伴い、条例を改正するもの

(内 容)

- ・市街化調整区域内における開発行為等に係る許可の基準のうち、許可できない区域について、災害危険区域等で市長が定める区域を追加するもの

(施行期日)

令和4年4月1日

(担当課等)

都市政策課

議案第19号 大府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づき、知多都市計画大府一ツ屋地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めるため、条例を改正するもの

(内 容)

- ・大府一ツ屋地区整備計画の区域内における建築物に関する制限の追加

(施行期日)

知多都市計画大府一ツ屋地区計画に係る都市計画法第20条第1項の規定に基づく告示の日

※「知多都市計画地区計画の決定（大府市決定）」参照

(担当課等)

都市政策課

議案第20号 適用対象が消滅した条例等の廃止について

適用対象の消滅等の理由で実効性や必要性を喪失した条例について、例規マネジメントの実施に伴う例規整備の一環として、一括して廃止するもの

(内 容)

- ・以下の10条例を廃止するもの
 - ・大府市職員の昭和48年度における期末手当の割合等の特例に関する条例（昭和48年大府市条例第49号）
 - ・大府市職員の休日及び休暇に関する条例の特例を定める条例（平成元年大府市条例第2号）
 - ・昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年大府市条例第17号）

- ・平成3年度分の固定資産税及び都市計画税に係る納期の臨時特例に関する条例（平成3年大府市条例第5号）
- ・平成6年度分の固定資産税及び都市計画税に係る納期の臨時特例に関する条例（平成6年大府市条例第2号）
- ・大府市国土利用計画審議会条例（平成7年大府市条例第1号）
- ・平成7年度分の固定資産税及び都市計画税に係る納期の臨時特例に関する条例（平成7年大府市条例第3号）
- ・平成8年度分の固定資産税及び都市計画税に係る納期の臨時特例に関する条例（平成8年大府市条例第2号）
- ・平成9年度分の固定資産税及び都市計画税に係る納期の臨時特例に関する条例（平成9年大府市条例第1号）
- ・平成12年度分の固定資産税及び都市計画税に係る納期の臨時特例に関する条例（平成12年大府市条例第3号）

（施行期日）
公布の日

（担当課等）
法務財政課

【その他】

議案第21号 市道の路線変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を変更するため、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの

（内 容）

- ・市道1001号線ほか19路線について、国道及び県道の拡幅等に伴い、それぞれ起点及び終点のいずれか又は両方を変更するもの

※「路線変更位置図」参照

（担当課等）
建設総務課

【当初予算】

議案第22号	令和4年度大府市一般会計予算
議案第23号	令和4年度大府市国民健康保険事業特別会計予算
議案第24号	令和4年度大府市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第25号	令和4年度大府市水道事業会計予算
議案第26号	令和4年度大府市下水道事業会計予算

第1回定例会補正予算の概要

1 総括

第1回定例会に提出する補正予算は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計及び下水道事業会計で、補正予算の総額は、1,288,038千円の増額で、補正後の予算規模は、54,811,010千円となる。

(1) 一般会計

一般会計補正予算（第13号）は、補正予算額が1,159,437千円の増額で、補正後の予算規模は、40,004,784千円となる。

主な補正内容は、次のとおりである。

歳出では、公共施設等整備基金積立金 101,000 千円、地方創生応援基金積立金 1,102 千円、協働のまちづくり推進基金積立金 496 千円、文化振興基金積立金 8,000 千円、住民基本台帳システム改修委託料 4,587 千円、子ども・子育て応援基金積立金 152,313 千円、農業委員会活動指導事業に係る庁用備品 120 千円、まちづくり基金積立金 100,000 千円、宅地開発指導事業に係る調査測量・設計監理委託料 10,000 千円、奨学基金積立金 5,000 千円、小学校運営事業に係る医薬材料費 1,350 千円、中学校運営事業に係る医薬材料費 540 千円及びスポーツ振興基金積立金 1,000 千円を新たに計上するほか、障害福祉サービス費 87,000 千円、ふるさとおおぶ応援基金積立金 700,000 千円、生活道路等整備促進工事費 55,000 千円、小学校整備工事費 48,000 千円、スポーツ施設整備事業に係る調査測量・設計監理委託料 37,433 千円等を増額するとともに、年度内の予算の執行状況を踏まえ、東部知多衛生組合負担金 74,300 千円を始め、給料・職員手当等・共済費、保育所施設型給付費、幹線道路整備工事費等を減額するものである。

歳入では、住民基本台帳システム等改修費補助金 4,587 千円、学校施設環境改善交付金 16,960 千円、農業委員会補助金 120 千円、子ども・子育て応援事業寄附金 2,313 千円、協働のまちづくり推進事業寄附金 248 千円、文化振興事業寄附金 1,107 千円、奨学基金寄附金 5,000 千円、スポーツ推進事業寄附金 1,000 千円、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金 1,100 千円及びおおぶ文化交流の杜図書館図書購入基金繰入金 8,000 千円を新たに計上するほか、市税 1,186,000 千円、地方消費税交付金 229,000 千円、一般寄附金 700,000 千円等を増額し、財政調整基金繰入金 995,034 千円、市債 8,500 千円等を減額するとともに、国県支出金について歳出予算の補正に伴う増減調整を行うものである。

繰越明許費においては、住民基本台帳等事務事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、子育て世帯等臨時特別支援事業、保育所整備事業、農業委員会活動指導事業、道路維持事業、補助幹線道路改良事業、幹線道路整備事業、公園整備事業、土地区画整理事業、宅地開発指導事業、小学校運営事業、小学校施設整備管理事業、

中学校運営事業、中学校施設整備管理事業及びスポーツ施設整備事業を新たに設定するものである。

(2) 国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、補正予算額が166,715千円の増額で、補正後の予算規模は、7,787,635千円となる。

補正内容は、歳出で一般被保険者療養給付費等を増額するとともに、歳入で保険給付費等交付金普通交付金等を増額し、国民健康保険財政調整基金繰入金を減額するものである。

(3) 後期高齢者医療事業特別会計

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、補正予算額が5,377千円の減額で、補正後の予算規模は、1,340,994千円となる。

補正内容は、歳出で後期高齢者医療広域連合納付金を減額するとともに、歳入で前年度繰越金を増額し、事務費繰入金等を減額するものである。

(4) 下水道事業会計

下水道事業会計補正予算（第1号）は、資本的収入で防災安全交付金等を増額し、企業債を減額するとともに、資本的支出で雨水対策施設工事費等を減額するものである。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額及び当年度利益剰余金処分額で補填するものである。

継続費においては、雨水整備事業の年限を延長し、年割額を変更するものである。

2 予算規模

(単位 : 千円、%)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	計 A	令和2年度3月 補正後予算額 B	A - B C	C/B × 100
一般会計	38,845,347	1,159,437	40,004,784	47,655,334	△7,650,550	△16.1
特別会計	8,967,291	161,338	9,128,629	8,577,111	551,518	6.4
国民健康保険	7,620,920	166,715	7,787,635	7,237,108	550,527	7.6
後期高齢者医療	1,346,371	△5,377	1,340,994	1,340,003	991	0.1
企業会計	5,710,334	△32,737	5,677,597	6,060,146	△382,549	△6.3
水道事業	2,547,871	0	2,547,871	2,691,287	△143,416	△5.3
下水道事業	3,162,463	△32,737	3,129,726	3,368,859	△239,133	△7.1
合計	53,522,972	1,288,038	54,811,010	62,292,591	△7,481,581	△12.0

3 一般会計

(1) 歳入

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
1 市税	16,770,434	1,186,000	17,956,434	個人市民税所得割増額	329,000
				個人市民税滞納繰越分増額	14,000
				法人市民税法人税割増額	465,000
				法人市民税滞納繰越分増額	13,000
				固定資産税土地分減額	△23,000
				固定資産税家屋分増額	87,000
				固定資産税償却資産分増額	288,000
				固定資産税滞納繰越分増額	16,000
				種別割現年課税分減額	△3,000
				市たばこ税現年課税分増額	1,000
				都市計画税土地分減額	△11,000
				都市計画税家屋分増額	8,000
				都市計画税滞納繰越分増額	2,000
2 地方譲与税	207,156	17,000	224,156	地方揮発油譲与税増額	5,000
				自動車重量譲与税増額	12,000
7 地方消費税 交付金	1,979,000	229,000	2,208,000	地方消費税交付金増額	229,000
10 地方特例 交付金	510,103	△56,228	453,875	地方特例交付金増額	13,772
				新型コロナウイルス感染症対策地方税減収 補填特別交付金減額	△70,000
14 使用料及び 手数料	430,714	△15,842	414,872	大府駅西有料駐車場使用料減額	△9,913
				大府駅東有料駐車場使用料減額	△5,929
15 国庫支出金	7,684,315	80,698	7,765,013	障害者自立支援給付費等国庫負担金増額	62,718
				国民健康保険事業特別会計保険基盤安定 負担金増額	9,401
				子どものための教育・保育給付交付金減額	△16,849
				児童扶養手当負担金減額	△7,045
				児童手当負担金減額	△20,980
				障害児通所給付費負担金増額	20,433
				子育てのための施設等利用給付交付金減額	△15,100
				新型コロナウイルスワクチン接種対策費 負担金増額	2,651
				住民基本台帳システム等改修費補助金	4,587
				地域生活支援事業費等補助金増額	4,324
				子ども・子育て支援交付金減額	△3,423
				新型コロナウイルス感染症セーフティネット 強化交付金減額	△35,300
				母子保健衛生費補助金増額	197
				社会資本整備総合交付金増額	42,549
				住宅・建築物耐震改修等事業費補助金増額	5,000
				学校施設環境改善交付金	16,960
				学校保健特別対策事業費補助金増額	10,575
16 県支出金	2,371,727	39,376	2,411,103	障害者自立支援給付費負担金増額	31,360

款	補正前の予算額 千円	補正予算額 千円	計 千円	補正予算額の説明 千円
				国民健康保険事業特別会計保険基盤安定 負担金増額 9,328
				後期高齢者医療事業特別会計保険基盤安定 負担金減額 △4,033
				施設型教育・保育給付費等負担金減額 △8,425
				児童手当負担金減額 △4,510
				障害児通所給付費負担金増額 10,217
				子育て支援施設等利用給付費負担金減額 △7,550
				元気な愛知の市町村づくり補助金減額 △4,000
				地域少子化対策重点推進交付金減額 △1,500
				高齢者安全運転支援装置設置促進事業費 補助金減額 △1,674
				地域生活支援事業費等補助金増額 2,163
				産休代替保育士補助金減額 △384
				病休代替保育士補助金減額 △355
				低年齢児途中入所円滑化事業費補助金増額 690
				地域子ども・子育て支援事業費補助金減額 △3,423
				子ども医療費補助金増額 13,000
				母子家庭等医療費補助金増額 1,350
				農業委員会補助金 120
				道路改良費補助金増額 7,530
				南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金減額 △528
17 財産収入	58,027	△863	57,164	財政調整基金利子増額 137
				公共施設等整備基金利子減額 △1,000
18 寄附金	1,202,893	710,777	1,913,670	一般寄附金増額 700,000
				子ども・子育て応援事業寄附金 2,313
				(オオブユニティ株式会社始め2件)
				協働のまちづくり推進事業寄附金 248
				(スギホールディングス株式会社始め7件)
				文化振興事業寄附金 1,107
				(愛三工業株式会社)
				奨学基金寄附金 5,000
				(立木元規氏)
				スポーツ推進事業寄附金(1件) 1,000
				新型コロナウイルス感染症対策事業寄附金 9
				増額(指定口座への入金1件)
				まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金 1,100
				(株式会社ダイヤテクニカ始め2件)
19 繰入金	4,074,669	△1,023,415	3,051,254	財政調整基金繰入金減額 △995,034
				奨学基金繰入金減額 △1,260
				おおぶ文化交流の杜図書館図書購入基金 繰入金 8,000
				みちづくり基金繰入金減額 △45,028
				新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 増額 9,907

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円		千円
21 諸収入	1,229,123	1,434	1,230,557	延滞金増額	3,000
				収入印紙売払手数料減額	△648
				学校給食納付金(現年分)減額	△2,000
				収入印紙売払収入減額	△22,500
				市町村振興協会基金交付金減額	△4,393
				後期高齢者医療療養給付費負担金(過年度 精算分)増額	27,975
22 市債	1,450,000	△8,500	1,441,500	土地区画整理事業債減額	△8,500
計	38,845,347	1,159,437	40,004,784		

(2) 歳出

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
1 議会費	260,668	△3,681	256,987	議員関係事業 費用弁償減額 △489 普通旅費減額 △227 常任委員会等行政視察事業 費用弁償減額 △2,573 普通旅費減額 △392
2 総務費	5,058,807	△58,487	5,000,320	給料・職員手当等・共済費減額 △31,000 秘書事業 普通旅費減額 △1,000 人事管理事業 児童手当減額 △2,350 人的資源活用事業 県派遣職員等負担金減額 △2,150 厚生福利事業 共済事務費減額 △15,000 職員互助会補助金減額 △2,100 秘書人事課任用職員管理事業 任用職員期末手当減額 △4,600 新型コロナウイルス感染症総合対策事業 新型コロナウイルス感染症対策基金積立金増額(寄附充当) 9 ファシリティマネジメント推進事業 公共施設等整備基金利子積立金減額 △1,000 公共施設等整備基金積立金 101,000 広報事業 印刷製本費減額 △4,000 予算執行管理事業 財政調整基金利子積立金増額 137 財政分析事業 地方創生応援基金積立金(寄附充当) 1,102 政策法務事業 例規類集データベース更新等委託料減額 △2,992 庁舎管理事業 施設維持管理委託料減額 △1,000 冷温水発生機1・2号機更新工事減額 △10,000 市有財産管理事業 公用バス運行管理委託料減額 △4,000 土地購入費減額 △48,222 協働推進課任用職員管理事業 任用職員報酬減額 △1,000 地域振興事業 コミュニティ推進補助金減額 △1,460 市民との協働推進事業 協働のまちづくり推進基金積立金(寄附充当) 496 情報化推進体制の整備事業 あいち電子自治体推進協議会負担金減額 △1,338

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円	千円	
3 民生費	16,450,163	171,172	16,621,335	情報化推進基盤の整備事業	
				消耗品費減額	△1,325
				事務機器借上料減額	△1,103
				情報通信システム整備事業	
				社会保障・税番号制度対応システム改修	△2,695
				委託料減額	
				男女共同参画推進事業	
				結婚新生活支援補助金減額	△2,400
				文化芸術支援事業	
				大府子ども歌舞伎実行委員会交付金減額	△2,996
				文化振興基金積立金	8,000
				愛三文化会館管理事業	
				愛三文化会館整備工事減額	△3,240
				住民基本台帳等事務事業	
				消耗品費減額	△22,500
				住民基本台帳システム改修委託料	4,587
				交通安全啓発事業	
				高齢者安全運転支援装置設置費補助金減額	△3,347
				交通安全施設事業	
				光熱水費減額	△1,000
				給料・職員手当等・共済費減額	△21,000
				民生委員事業	
				普通旅費減額	△1,803
				自動車借上料減額	△950
				平和事業	
				普通旅費減額	△1,203
				自動車借上料減額	△140
				国民健康保険特別会計繰出金事業	
				国民健康保険事業特別会計保険基盤安定	24,972
				へ繰出し増額	
				障がい自立支援給付事業	
障害福祉サービス費増額	87,000				
補装具給付費増額	7,000				
障がい地域生活支援事業					
日常生活用具給付費減額	△1,000				
移動支援給付費減額	△6,000				
扶助料等支給事業					
市心身障がい者等扶助料増額	5,900				
障がい者就労支援事業					
就労支援障害福祉サービス費増額	32,000				
老人施設入所扶助事業					
老人保護措置費減額	△3,400				
高齢者の生きがい推進事業					
温水プール・温泉等利用料助成金減額	△2,100				

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
				後期高齢者医療繰出金事業
				後期高齢者医療事業特別会計へ繰出し減額
				後期高齢者医療事業特別会計保険基盤安定
				へ繰出し減額
				高齢者権利擁護事業
				印刷製本費増額
				126
				子ども・子育て支援事業計画推進事業
				子ども・子育て応援基金積立金(寄附充当)
				152,313
				大府市遺児手当事業
				遺児手当減額
				△1,000
				児童手当事業
				児童手当等減額
				△30,000
				児童扶養手当事業
				児童扶養手当減額
				△21,000
				子育て世帯生活支援特別給付金給付事業
				子育て世帯生活支援特別給付金減額
				△35,300
				子ども医療費支給事業
				子ども医療費増額
				26,000
				大府児童老人福祉センター事業
				光熱水費減額
				△1,000
				給食事業
				賄材料費減額
				△6,000
				認可外保育施設事業
				認定保育室等保育実施事業補助金増額
				7,006
				私立保育園運営事業
				民間保育所運営費補助金減額
				△4,845
				保育所施設型給付費減額
				△50,100
				地域型保育給付事業
				小規模保育事業所運営費補助金減額
				△2,784
				地域型保育給付費増額
				33,361
				認定こども園事業
				認定こども園施設型給付費減額
				△16,900
				認定こども園施設等利用給付費減額
				△1,400
				幼稚園事業
				幼稚園施設等利用給付費減額
				△28,800
				母子家庭等医療費支給事業
				母子家庭等医療費増額
				2,700
				子育て支援センター事業
				多胎児家庭支援事業委託料増額
				393
				障がい児通所支援事業
				障害児通所給付費増額
				40,868
4 衛生費	3,163,817	△80,560	3,083,257	新型コロナウイルスワクチン任用職員管理事業
				任用職員報酬増額
				2,651
				環境課任用職員管理事業
				任用職員報酬減額
				△1,500
				知北平和公園組合事業
				知北平和公園組合負担金減額
				△2,898

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明	
	千円	千円	千円	千円	
6 農林水産業費	331,217	△880	330,337	健康都市推進事業	
				普通旅費減額	△1,359
				ウォーキングサイン設置工事減額	△1,456
				東部知多衛生組合事業	
				東部知多衛生組合負担金減額	△74,300
				資源回収事業	
				資源再利用推進報償金減額	△1,698
				農業委員会活動指導事業	
				庁用備品	120
				農業用施設整備事業	
7 商工費	2,455,772	1,029,000	3,484,772	ふるさとおおぶ応援寄附金事業	
				手数料増額	7,000
				ふるさと納税業務委託料増額	322,000
				ふるさとおおぶ応援基金積立金増額 (寄附充当)	700,000
8 土木費	4,576,266	94,074	4,670,340	給料・職員手当等減額	△4,000
				財産取得事業	
				調査測量・設計監理委託料減額	△1,504
				土地購入費減額	△4,164
				道路維持事業	
				生活道路等整備促進工事増額	55,000
				補助幹線道路改良事業	
				調査測量・設計監理委託料減額	△2,000
				水路整備事業	
				調査測量・設計監理委託料減額	△5,500
				雨水排水設備設置工事減額	△5,500
				幹線道路整備事業	
				調査測量・設計監理委託料減額	△7,000
				幹線道路整備工事減額	△82,000
				土地購入費増額	35,900
				物件等補償費増額	22,000
				みちづくり基金積立金	100,000
				土地区画整理事業	
				国庫費用負担金減額	△9,746
				宅地開発指導事業	
調査測量・設計監理委託料	10,000				
市営住宅管理・整備事業					
市営住宅整備工事減額	△7,412				
9 消防費	1,080,981	△24,898	1,056,083	給料・職員手当等・共済費減額	△21,000
				消防施設管理整備事業	
				消火栓設置負担金減額	△1,314
				危機管理課任用職員管理事業	
				任用職員報酬減額	△1,000

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
10 教育費	4,431,245	34,010	4,465,255	災害対策整備事業 施設用備品減額 △1,584 職員手当等減額 △1,000 大府市奨学金支給事業 奨学金減額 △1,260 奨学基金積立金(寄附充当) 5,000 学校総務管理事業 小中学校音楽会交付金減額 △1,378 国際交流教育推進事業 中学生海外派遣事業交付金減額 △5,340 セントキルダ小学校交流事業交付金減額 △200 小学校運営事業 消耗品費増額 1,470 光熱水費減額 △3,000 修繕料増額 10,650 医薬材料費 1,350 小学校水泳授業指導支援委託料減額 △4,387 下水道使用料減額 △1,000 施設用備品増額 930 小学校施設整備管理事業 小学校整備工事増額 48,000 小学校教育振興事業 自動車借上料減額 △1,497 野外活動毛布等借上料減額 △1,671 都市間交流事業交付金減額 △1,740 中学校運営事業 消耗品費増額 1,170 光熱水費減額 △2,500 修繕料増額 3,010 医薬材料費 540 施設用備品増額 2,030 中学校施設整備管理事業 中学校整備工事減額 △40,200 施設用備品(1件100万円以上)減額 △4,000 中学校教育振興事業 要保護・準要保護生徒援助扶助費減額 △5,000 特別支援教育就学奨励扶助費減額 △400 放課後児童健全育成事業 施設用備品減額 △2,000 スポーツ施設運用事業 スポーツ振興基金積立金(寄附充当) 1,000 スポーツ施設整備事業 調査測量・設計監理委託料増額 37,433 学校給食運営事業 賄材料費減額 △2,000

款	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の説明
	千円	千円	千円	千円
11 公債費	859,101	△313	858,788	利子償還事業 市債利子償還金減額 △313
計	38,845,347	1,159,437	40,004,784	

(3) 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳等事務事業	4,587
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	1,025,392
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯等臨時特別支援事業	15,000
3 民生費	2 児童福祉費	保育所整備事業	416,553
6 農林水産業費	1 農業費	農業委員会活動指導事業	120
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持事業	63,360
8 土木費	2 道路橋梁費	補助幹線道路改良事業	32,064
8 土木費	4 都市計画費	幹線道路整備事業	518,570
8 土木費	4 都市計画費	公園整備事業	77,550
8 土木費	4 都市計画費	土地区画整理事業	130,611
8 土木費	4 都市計画費	宅地開発指導事業	10,000
10 教育費	2 小学校費	小学校運営事業	14,400
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備管理事業	48,000
10 教育費	3 中学校費	中学校運営事業	6,750
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備管理事業	7,800
10 教育費	5 保健体育費	スポーツ施設整備事業	37,433
計			2,408,190

4 国民健康保険事業特別会計

(1) 歳入	千円
保険給付費等交付金普通交付金増額	141,923
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)増額	6,170
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)増額	18,802
国民健康保険財政調整基金繰入金減額	△180
計	166,715
(2) 歳出	千円
一般被保険者療養給付費給付事業	
一般被保険者療養給付費増額	119,293
一般被保険者高額療養費等給付事業	
一般被保険者高額療養費・高額介護合算療養費増額	22,630
国民健康保険財政調整基金積立事業	
国民健康保険財政調整基金積立金増額	24,792
計	166,715

5 後期高齢者医療事業特別会計

(1) 歳入	千円
事務費繰入金減額	△6,365
保険基盤安定繰入金減額	△5,377
前年度繰越金増額	6,365
計	△5,377
(2) 歳出	千円
後期高齢者医療広域連合納付金事業	
後期高齢者医療広域連合納付金減額	△5,377
計	△5,377

6 下水道事業会計

(1) 資本的収入	千円
公共下水道事業債減額	△55,300
流域下水道事業債減額	△5,400
社会資本整備総合交付金増額	3,000
防災安全交付金増額	24,000
計	△33,700
(2) 資本的支出	千円
公共污水柵設置委託料減額	△10,000
污水管渠布設工事等減額	△3,564
雨水対策施設工事減額	△13,778
境川流域下水道事業建設費負担金減額	△5,395
計	△32,737

(3) 継続費 (単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	補正前	補正後
					年割額	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	雨水整備事業	513,778	令和2年度	340,000	340,000
				令和3年度	173,778	160,000
				令和4年度		13,778

7 基金の状況

(単位:千円)

区	分	令和2年度末 残高	今回補正前			今回補正額			
			令和3年度中増減見込額			令和3年度末 残高見込額	令和3年度中増減見込額		令和3年度末 残高見込額
			積立見込額	決算剰余金	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金		3,760,140	9,332	954,580	1,534,943	3,189,109	137	△995,034	4,184,280
奨学基金		43,323			5,399	37,924	5,000	△1,260	44,184
図書購入基金		8,000				8,000		8,000	0
減債基金		134,165	41			134,206			134,206
緑化基金		167,889			4,966	162,923			162,923
文化振興基金		39,492			6,862	32,630	8,000		40,630
国際交流基金		88,009			2,198	85,811			85,811
スポーツ振興基金		60,916			1,992	58,924	1,000		59,924
協働のまちづくり推進基金		15,263			1,599	13,664	496		14,160
公共施設等整備基金		1,343,161	6,868		459,820	890,209	100,000		990,209
みちづくり基金		563,518	606		152,544	411,580	100,000	△45,028	556,608
子ども・子育て応援基金		84,496	2		34,908	49,590	152,313		201,903
ふるさとおおぶ応援基金		1,707,747	1,200,854		1,570,000	1,338,601	700,000		2,038,601
新型コロナウイルス感染症対策基金		1,208,716	1,310		308,838	901,188	9	9,907	891,290
地方創生応援基金		—				0	1,102		1,102
合	計	9,224,836	1,219,013	954,580	4,084,069	7,314,360	1,068,057	△1,023,415	9,405,832
国民健康保険財政調整基金		—	371,213		180	371,033	24,792	△180	396,005

※端数処理(四捨五入)の関係上、表内の合計が一致しない場合があります。

議案第9号関係

大府市職員の給与に関する条例等の一部改正の概要

第1条 大府市職員の給与に関する条例の一部改正

第2条 大府市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正

第3条 大府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

第4条 大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

・ 期末手当の年間支給月数の引下げ

任期の定めのない常勤職員、一般任期付職員及び会計年度任用職員

2.55月 → 2.40月 (△0.15月)

再任用職員

1.45月 → 1.35月 (△0.10月)

市長、副市長、教育長及び特定任期付職員

3.35月 → 3.25月 (△0.10月)

(任期の定めのない常勤職員及び一般任期付職員の支給月数)

年度	区分	6月期	12月期	年間計
令和3年度	期末手当	1.275月	1.275月	4.45月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	
令和4年度	期末手当	1.20月	1.20月	4.30月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	

(再任用職員の支給月数)

年度	区分	6月期	12月期	年間計
令和3年度	期末手当	0.725月	0.725月	2.35月
	勤勉手当	0.45月	0.45月	
令和4年度	期末手当	0.675月	0.675月	2.25月
	勤勉手当	0.45月	0.45月	

(市長、副市長、教育長及び特定任期付職員の支給月数)

年度	区分	6月期	12月期	年間計
令和3年度	期末手当	1.675月	1.675月	3.35月
令和4年度	期末手当	1.625月	1.625月	3.25月

(会計年度任用職員の支給月数)

年度	区分	6月期	12月期	年間計
令和3年度	期末手当	1.275月	1.275月	2.55月
令和4年度	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月

施行期日

令和4年4月1日



議案第14号関係

03答申第1号
令和3年12月24日

大府市長 岡村 秀人 様

大府市国民健康保険運営協議会
会長 栗山 美親



国民健康保険税の税率等について (答申)

令和3年8月20日付け03諮問第1号にて諮問のありましたこのことについて、
当協議会として慎重審議の結果、別紙のとおり答申します。

(別紙)

03 答申第1号 国民健康保険税の税率等について

1 税率及び税額

基礎課税分（医療分）

	現行	令和4年度改正	令和5年度改正
所得割	5.3%	6.1%	6.3%
資産割	10.0%	7.0%	7.0%
均等割	23,800円	25,300円	25,900円
平等割	22,000円	22,000円	22,000円

後期高齢者支援金等分

	現行	令和4年度改正	令和5年度改正
所得割	1.7%	2.1%	2.2%
資産割	2.0%	0%	0%
均等割	7,000円	10,000円	10,000円
平等割	7,000円	7,000円	7,000円

介護納付金分

	現行	令和4年度改正	令和5年度改正
所得割	1.2%	1.7%	1.9%
資産割	2.0%	0%	0%
均等割	9,000円	10,000円	10,000円
平等割	7,000円	7,000円	7,000円

2 施行期日

令和4年4月1日

愛知県内の国民健康保険税(料)の税率・税額状況(令和3年度)

所得割 高い順			資産割 高い順			均等割 高い順			平等割 高い順			収納率(令和2年度) 高い順		
順位	市名	所得割	順位	市名	資産割	順位	市名	均等割	順位	市名	平等割	順位	市名	収納率
1	名古屋市	11.99%	1	小牧市	18.42%	1	名古屋市	68,563	1	豊橋市	46,700	1	半田市	98.52%
2	豊橋市	11.06%	2	大府市	14.00%	2	東海市	63,100	2	田原市	44,400	2	大府市	97.92%
3	瀬戸市	10.93%	2	あま市	14.00%	3	高浜市	51,600	3	岡崎市	42,420	3	長久手市	97.20%
4	一宮市	10.90%	4	清須市	10.57%	4	一宮市	49,200	4	津島市	40,400	4	田原市	96.92%
5	豊川市	10.80%	5	弥富市	8.00%	5	豊川市	48,800	5	高浜市	38,600	5	刈谷市	96.61%
6	津島市	10.69%	-	名古屋市	-	6	常滑市	48,000	6	蒲郡市	37,500	6	新城市	96.57%
7	稲沢市	10.30%	-	豊橋市	-	7	新城市	45,200	7	常滑市	37,200	7	西尾市	96.56%
7	北名古屋市	10.30%	-	岡崎市	-	8	田原市	44,400	8	春日井市	37,000	8	常滑市	96.40%
9	江南市	10.20%	-	一宮市	-	9	春日井市	44,100	9	大府市	36,000	9	安城市	96.36%
10	岡崎市	10.12%	-	瀬戸市	-	9	あま市	44,100	9	一宮市	36,000	10	名古屋市	96.34%
11	岩倉市	10.10%	-	半田市	-	11	知立市	43,900	11	瀬戸市	35,676	11	愛西市	96.33%
12	長久手市	10.05%	-	春日井市	-	11	尾張旭市	43,900	12	知多市	34,800	12	豊田市	96.18%
13	蒲郡市	10.00%	-	豊川市	-	13	岩倉市	43,100	13	尾張旭市	34,700	13	尾張旭市	96.14%
14	清須市	9.90%	-	津島市	-	14	稲沢市	42,600	14	豊田市	34,300	14	碧南市	95.76%
15	知立市	9.84%	-	碧南市	-	15	豊田市	42,300	14	小牧市	34,300	15	豊川市	95.38%
16	犬山市	9.81%	-	刈谷市	-	16	碧南市	42,100	16	愛西市	34,000	16	稲沢市	95.32%
17	高浜市	9.51%	-	豊田市	-	16	みよし市	42,100	17	半田市	33,900	17	日進市	95.23%
18	安城市	9.50%	-	安城市	-	16	清須市	42,100	18	江南市	33,400	18	弥富市	95.06%
18	新城市	9.50%	-	西尾市	-	19	岡崎市	41,940	19	犬山市	33,120	19	みよし市	94.62%
20	尾張旭市	9.47%	-	蒲郡市	-	20	弥富市	41,700	20	弥富市	32,900	20	知多市	94.16%
21	あま市	9.46%	-	犬山市	-	21	蒲郡市	41,200	21	豊川市	32,500	21	蒲郡市	94.09%
22	日進市	9.45%	-	常滑市	-	22	安城市	40,910	22	日進市	32,000	22	一宮市	94.08%
23	西尾市	9.43%	-	江南市	-	23	津島市	40,800	23	西尾市	31,800	23	犬山市	93.92%
24	春日井市	9.40%	-	稲沢市	-	23	刈谷市	40,800	23	新城市	31,800	24	東海市	93.91%
25	豊明市	9.35%	-	新城市	-	23	知多市	40,800	25	豊明市	31,400	25	江南市	93.86%
26	田原市	9.30%	-	東海市	-	26	大府市	39,800	26	清須市	31,200	26	小牧市	93.52%
27	弥富市	9.29%	-	知多市	-	26	江南市	39,800	27	北名古屋市	30,900	27	豊明市	93.51%
28	東海市	9.10%	-	知立市	-	28	長久手市	39,200	28	あま市	30,300	28	瀬戸市	93.49%
28	知多市	9.10%	-	尾張旭市	-	29	瀬戸市	38,867	29	みよし市	29,900	29	春日井市	93.46%
28	愛西市	9.10%	-	高浜市	-	30	西尾市	38,500	30	稲沢市	29,400	30	清須市	93.04%
31	半田市	9.00%	-	岩倉市	-	30	小牧市	38,500	31	長久手市	29,200	31	豊橋市	92.89%
31	常滑市	9.00%	-	豊明市	-	32	北名古屋市	38,100	32	知立市	28,700	32	知立市	92.61%
33	みよし市	8.93%	-	日進市	-	33	愛西市	38,000	33	碧南市	28,300	33	津島市	92.47%
34	刈谷市	8.80%	-	長久手市	-	34	日進市	37,900	33	岩倉市	28,300	34	岡崎市	92.37%
35	豊田市	8.76%	-	みよし市	-	35	半田市	37,800	35	刈谷市	27,600	35	高浜市	92.33%
36	碧南市	8.60%	-	田原市	-	36	犬山市	36,480	36	安城市	26,280	36	北名古屋	91.72%
37	大府市	8.20%	-	愛西市	-	37	豊明市	36,200	-	名古屋市	-	37	岩倉市	91.42%
38	小牧市	7.36%	-	北名古屋市	-	38	豊橋市	33,500	-	東海市	-	38	あま市	90.67%

知多都市計画地区計画の決定（大府市決定）

都市計画大府一ツ屋地区計画を次のように決定する。

名称		大府一ツ屋地区計画	
位置		大府市一屋町二丁目の一部	
面積		約 4. 8 h a	
地区計画の目標		<p>本地区は、J R共和駅より南約1 k mに位置し、大府一ツ屋土地区画整理事業により道路・公園等の公共施設の整備及び良好な住宅地としての整備が行われた区域である。</p> <p>本計画では、良好な居住環境の維持・保全を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>《A地区》 既存住宅の良好な居住環境の維持・保全を図る</p> <p>《B地区》 住宅地としての土地利用への誘導を図り、良好な居住環境の維持・保全を図る</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、既存工場との調和に配慮し、それぞれの地区の特性に応じた良好な環境の形成及び維持・保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又は柵の構造の制限を定める。</p>	
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	A地区
		地区の面積	約 4. 2 h a
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ホテル又は旅館 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 3 学校、図書館その他これらに類するもの 4 保育所 5 病院 6 公衆浴場 7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 8 自動車教習所 9 畜舎 10 自動車修理工場 	
		B地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（保育所を除く） 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の4で定める公益上必要なもの 6 公益上必要な建築物で令第130条の5の4で定めるもの 7 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの 8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの

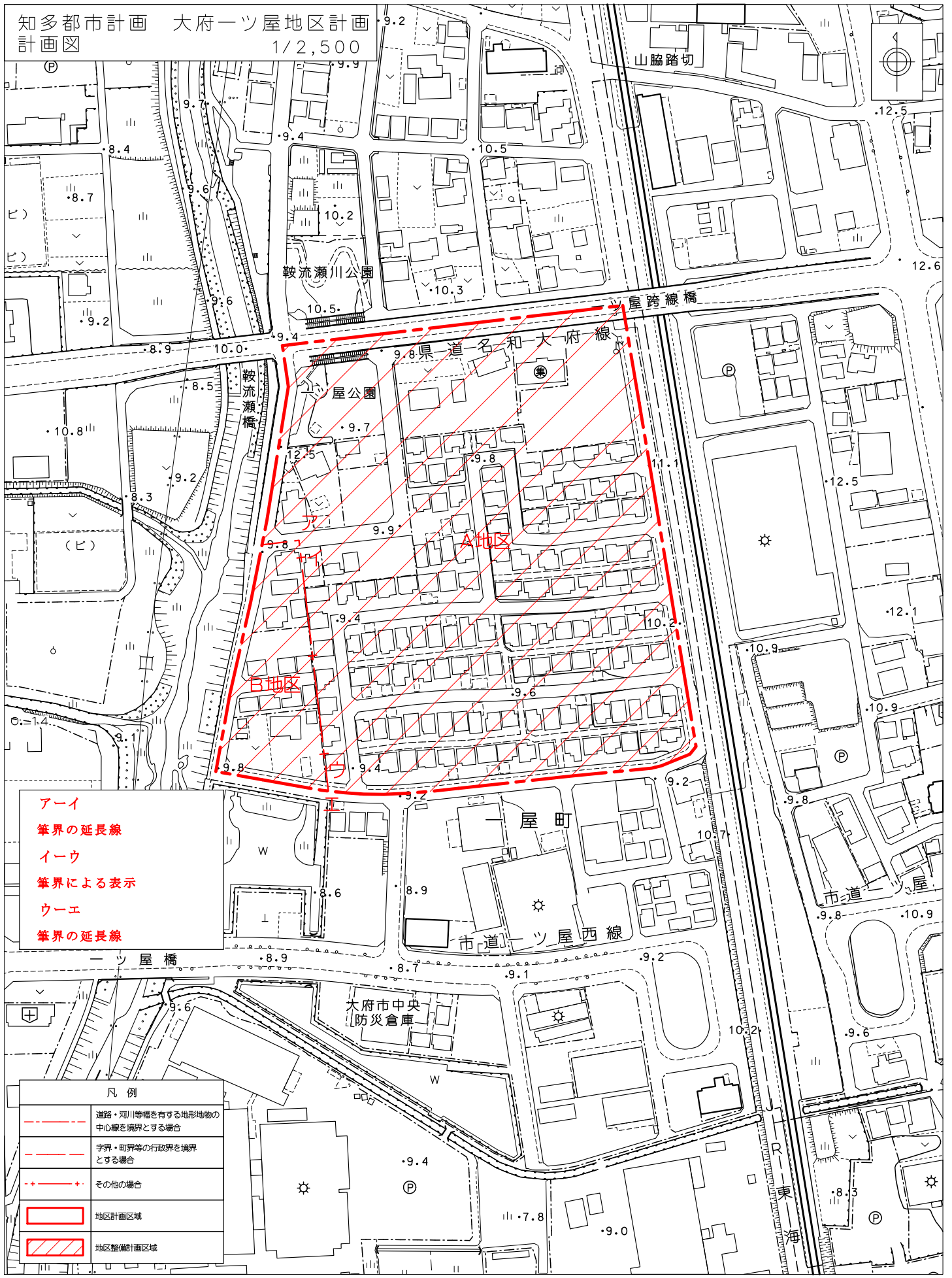
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区
			地区の面積	約4.2ha	約0.6ha
		建築物等の用途の制限			<p>9 作業場の床面積の合計が150平方メートル以内の自動車修理工場</p> <p>10 工場、ただし次に掲げるものを除く。 (1) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの(自動車修理工場を除く。) (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(と)項第三号、(ぬ)項第三号及び(る)項第一号に掲げる事業を営む工場</p> <p>11 令第130条の9に掲げる数量以下の危険物の貯留又は処理に供する施設でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの</p> <p>12 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの又は都市計画として決定されたもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)</p> <p>13 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5の5で定めるものは除く)</p>
		建築物の敷地面積の最低限度	120㎡		
		建築物等の高さの最高限度	12m		
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁の色彩は、良好な住宅環境にふさわしい落ち着いた着きのあるものとする。	建築物の外壁の色彩は、周辺環境と調和の取れた色合いのものとする。	
		垣又は柵の構造の制限	<p>道路、公園又は緑地に面する側に垣又は柵を設置する場合は、生垣若しくはフェンス、鉄柵等とし、景観及び防災性に配慮したものとする。</p> <p>ただし、ブロック塀その他これに類するものの高さが敷地地盤面から0.6メートル以下のもの、又は門柱にあってはこの限りでない。</p>		

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

理 由

大府一ツ屋土地区画整理事業により道路、公園等の公共施設の整備及び住宅地の整備が行われた区域であり、良好な住宅地としての維持・保全を図るため、地区計画を定めるものである。

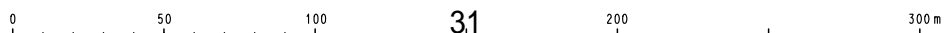
知多都市計画 大府一ツ屋地区計画
 計画図 1/2,500



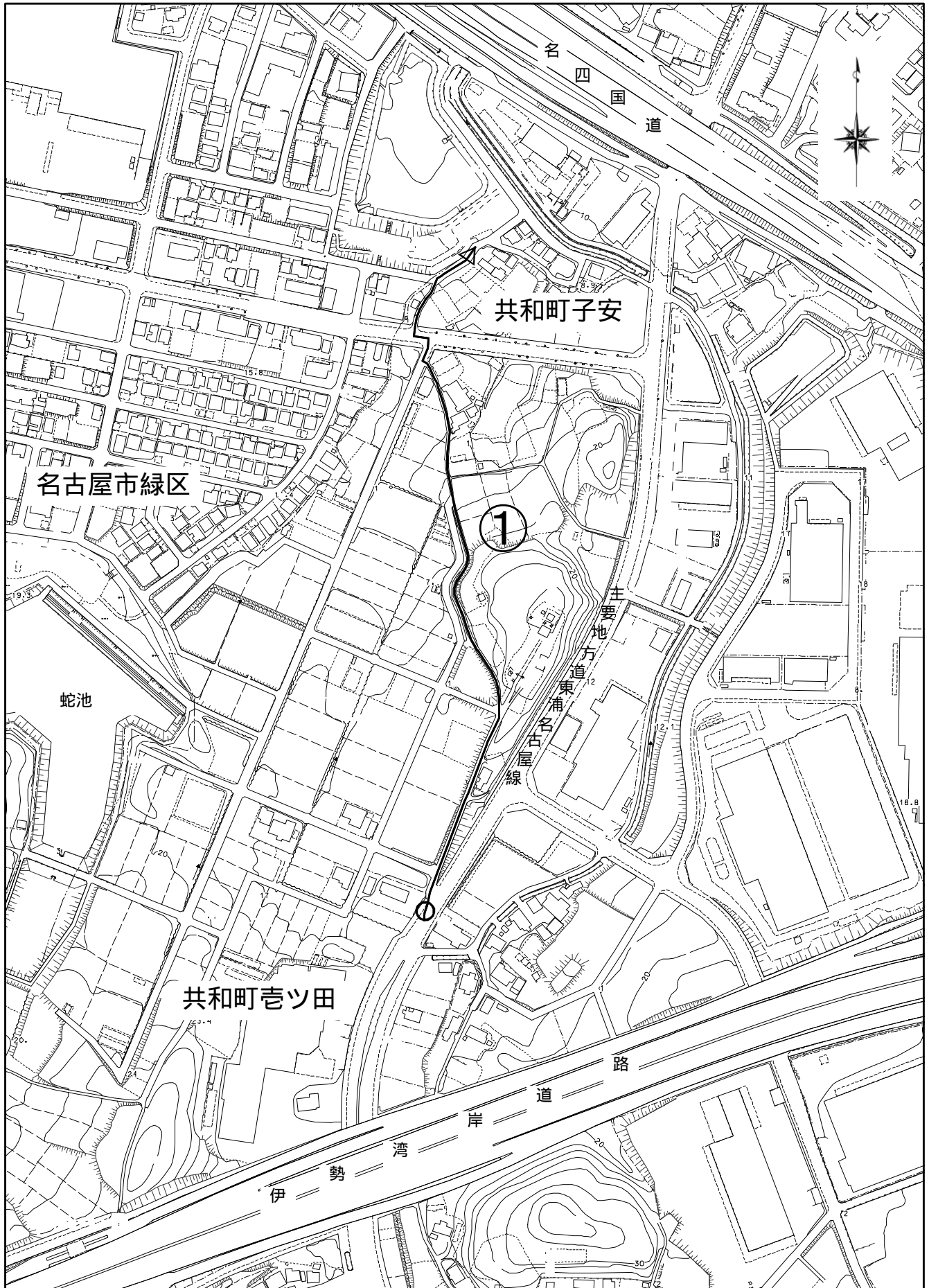
アイ
 筆界の延長線
 イーウ
 筆界による表示
 ウーエ
 筆界の延長線

凡例	
	道路・河川等幅を有する地形地物の中心線を境界とする場合
	字界・町界等の行政界を境界とする場合
	その他の場合
	地区計画区域
	地区整備計画区域

1:2,500

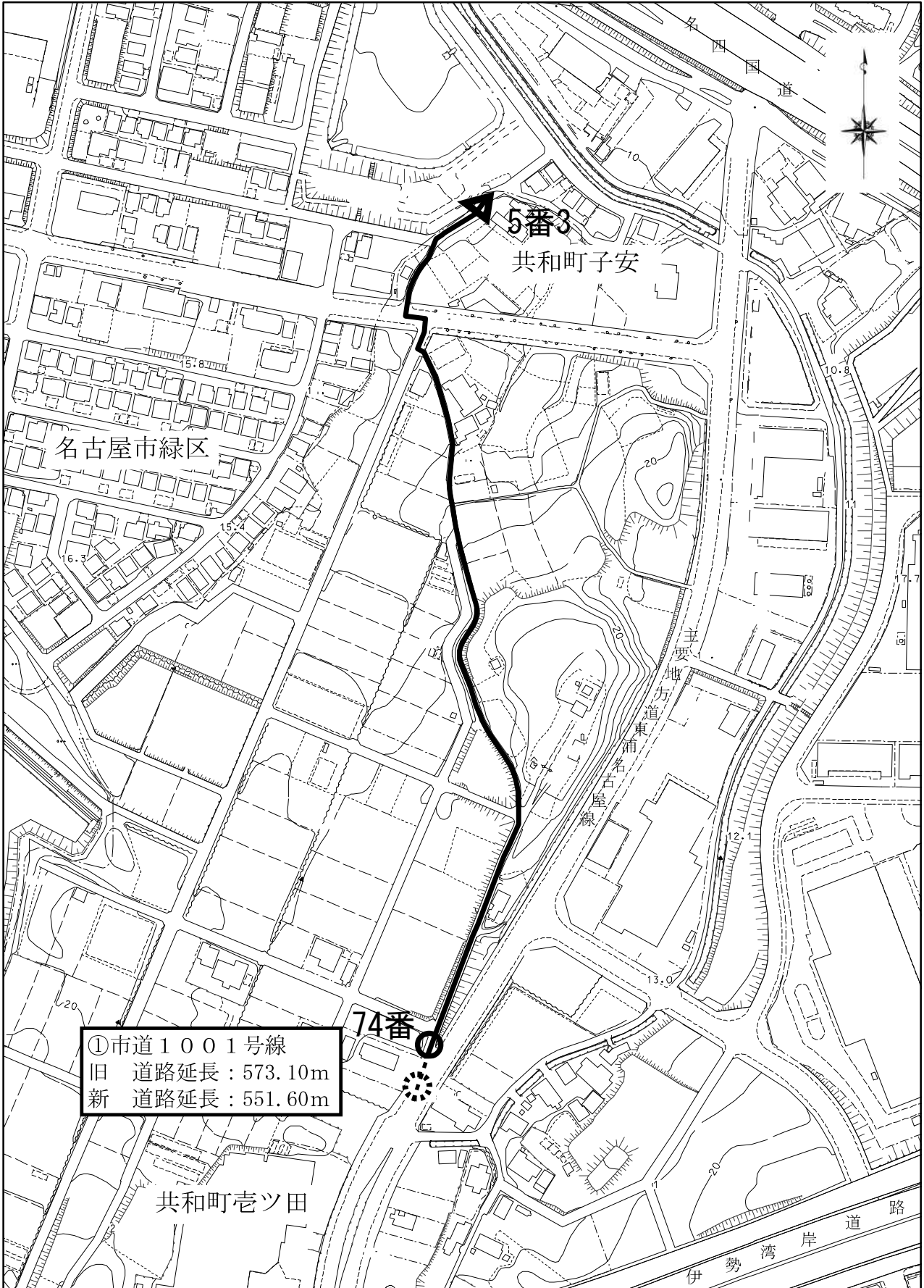


路線変更位置図 1



1:4,000

○ : 起点
▲ : 終点



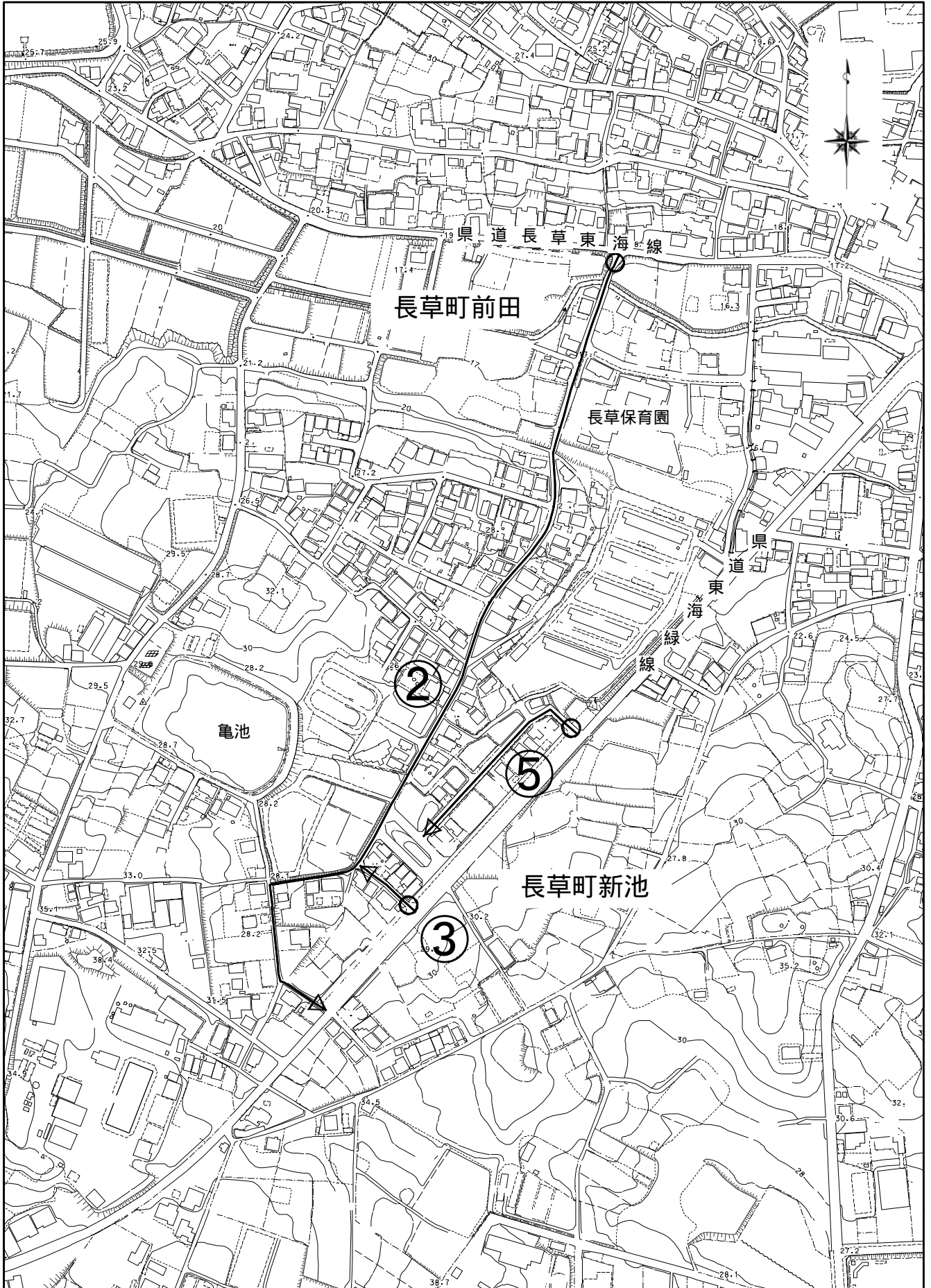
1:3,000

☼ : 起点 (旧)

○ : 起点 (新)

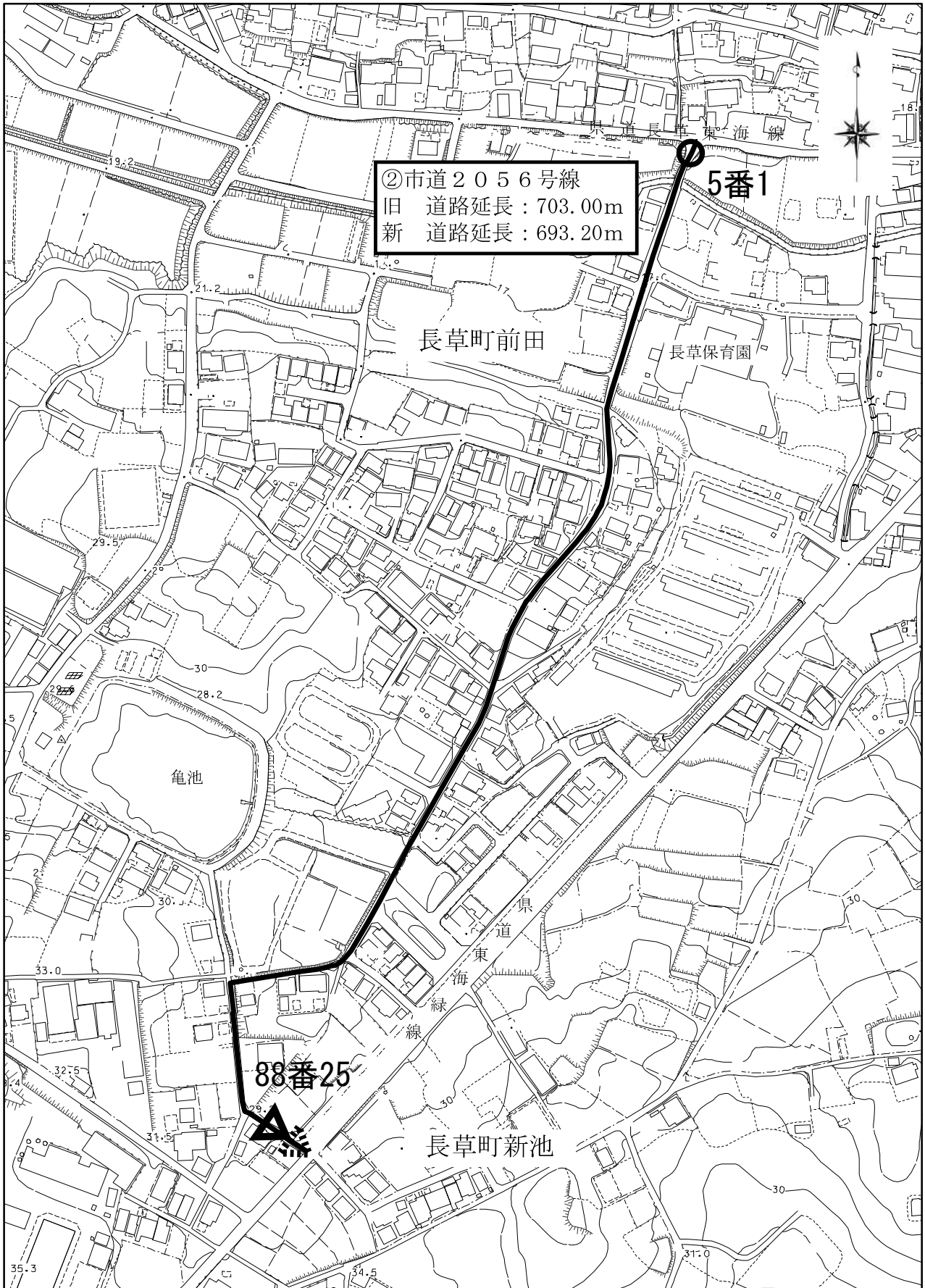
▲ : 終点

路線変更位置図 2



1:4,000

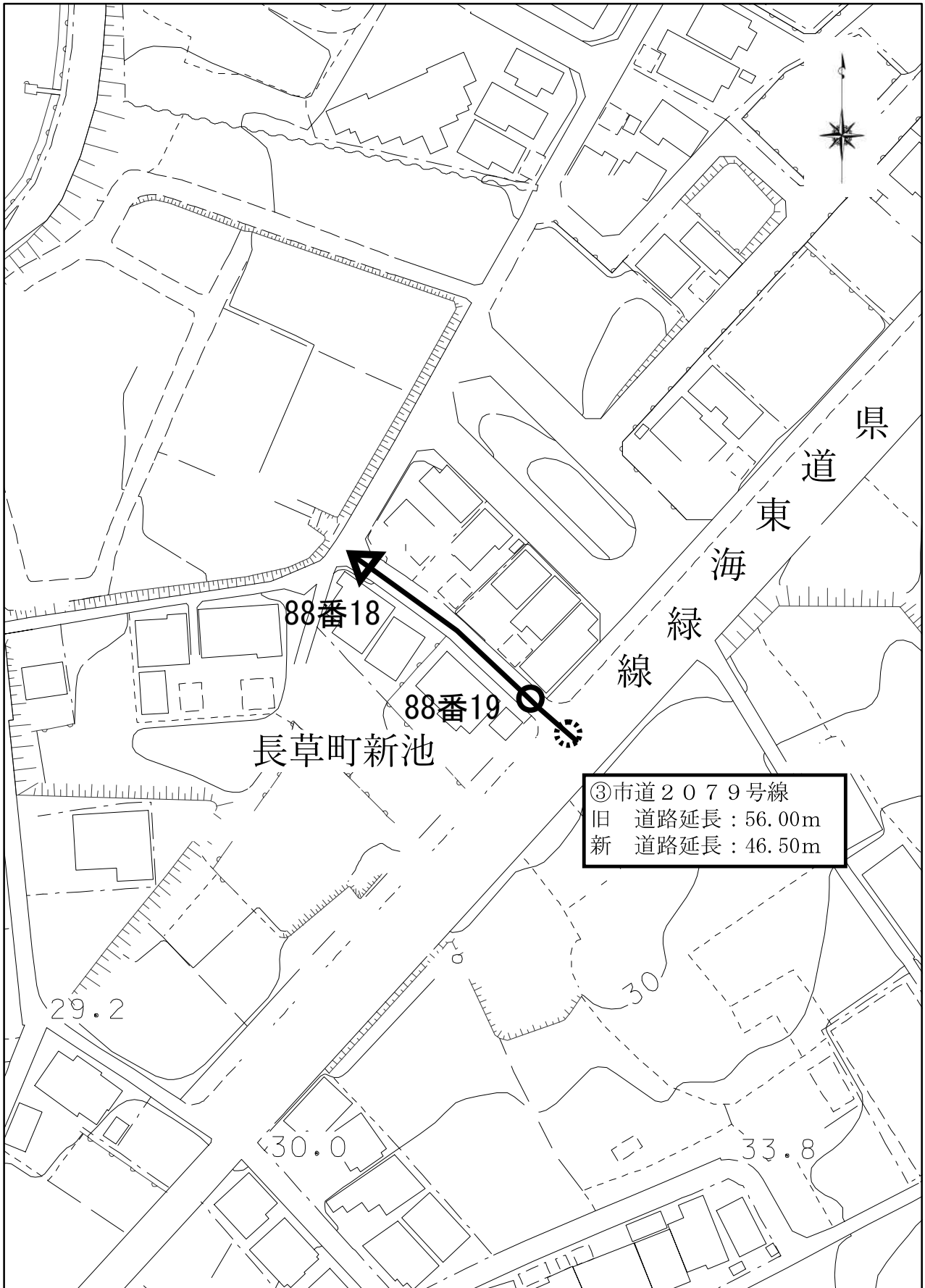
○ : 起点
▲ : 終点



1:3,000

○ : 起点
⊘ : 終点(旧) ▲ : 終点(新)

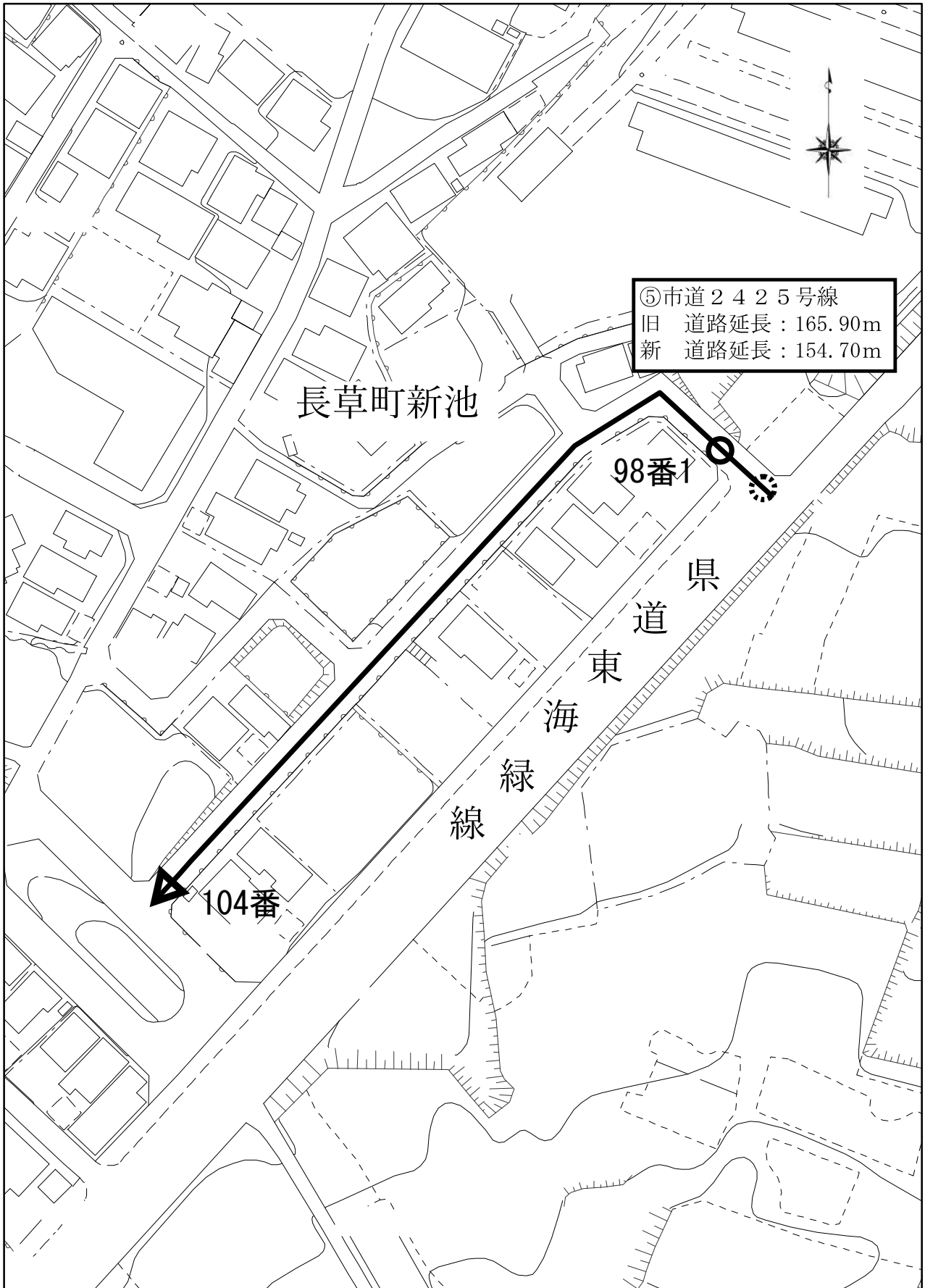
詳細図 2 - 2



③市道2079号線
 旧 道路延長: 56.00m
 新 道路延長: 46.50m

1:1,000

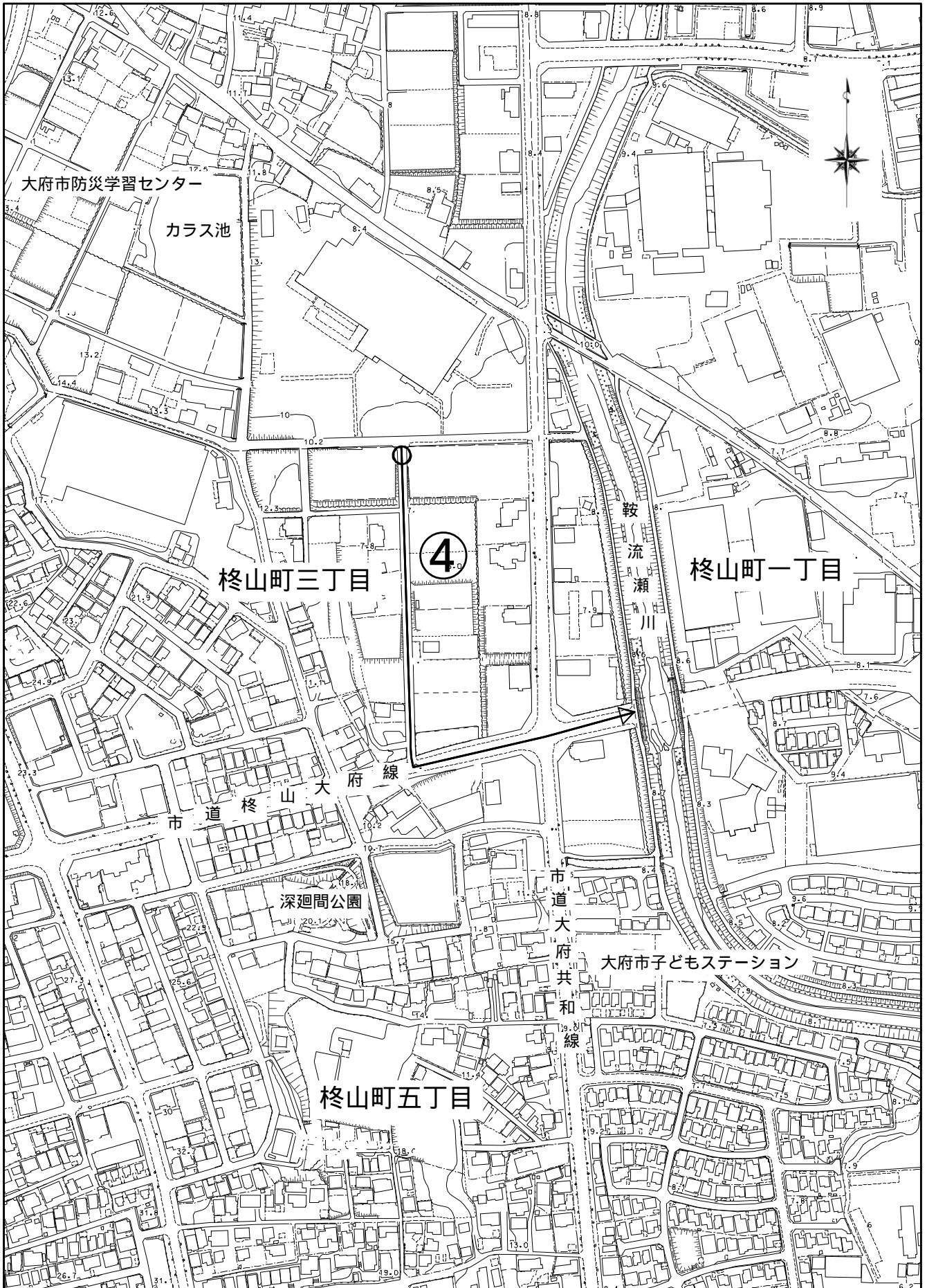
⊙: 起点 (旧) ●: 起点 (新)
 ▲: 終点



1:1,000

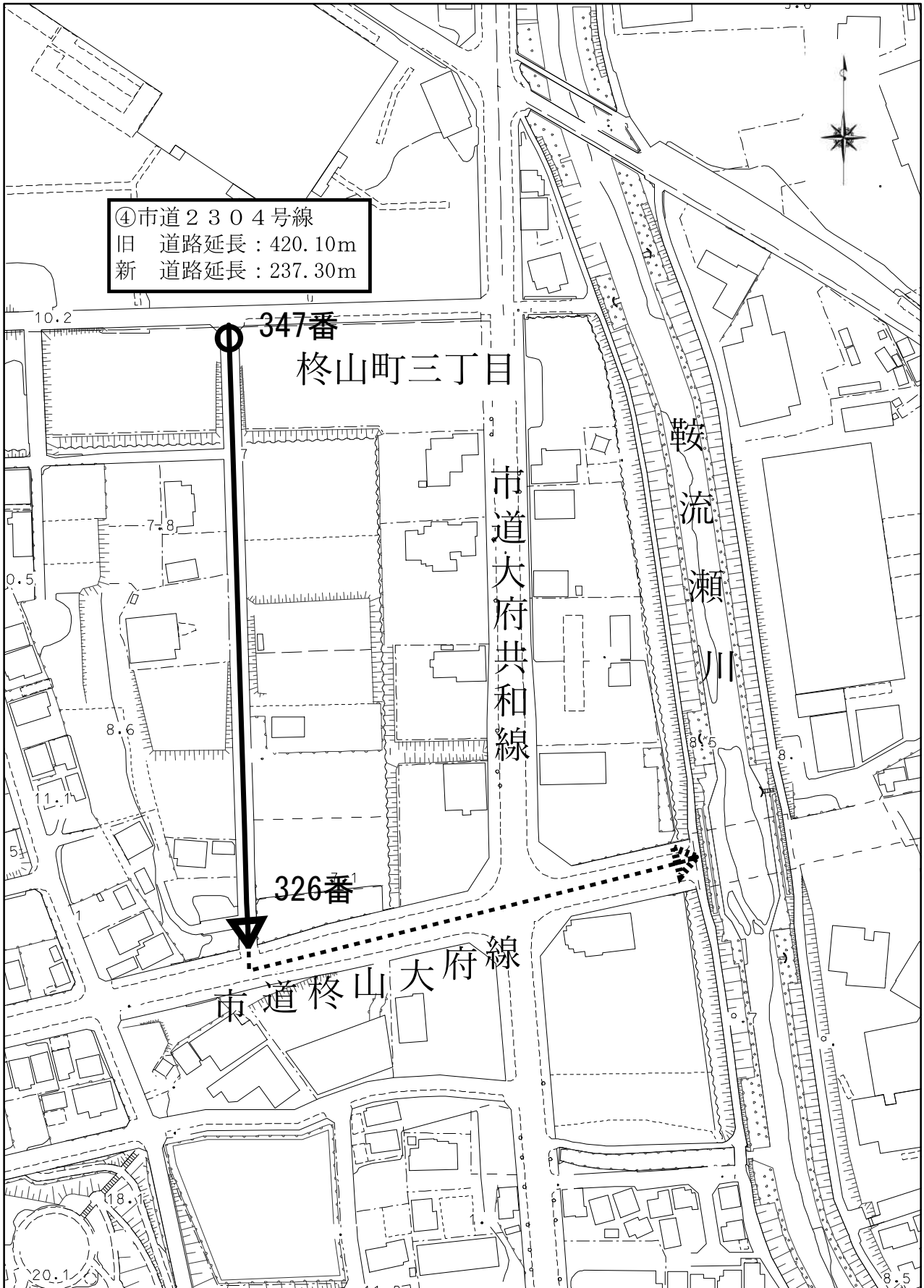
☼ : 起点 (旧) ○ : 起点 (新)
▲ : 終点

路線変更位置図 3



1:4,000

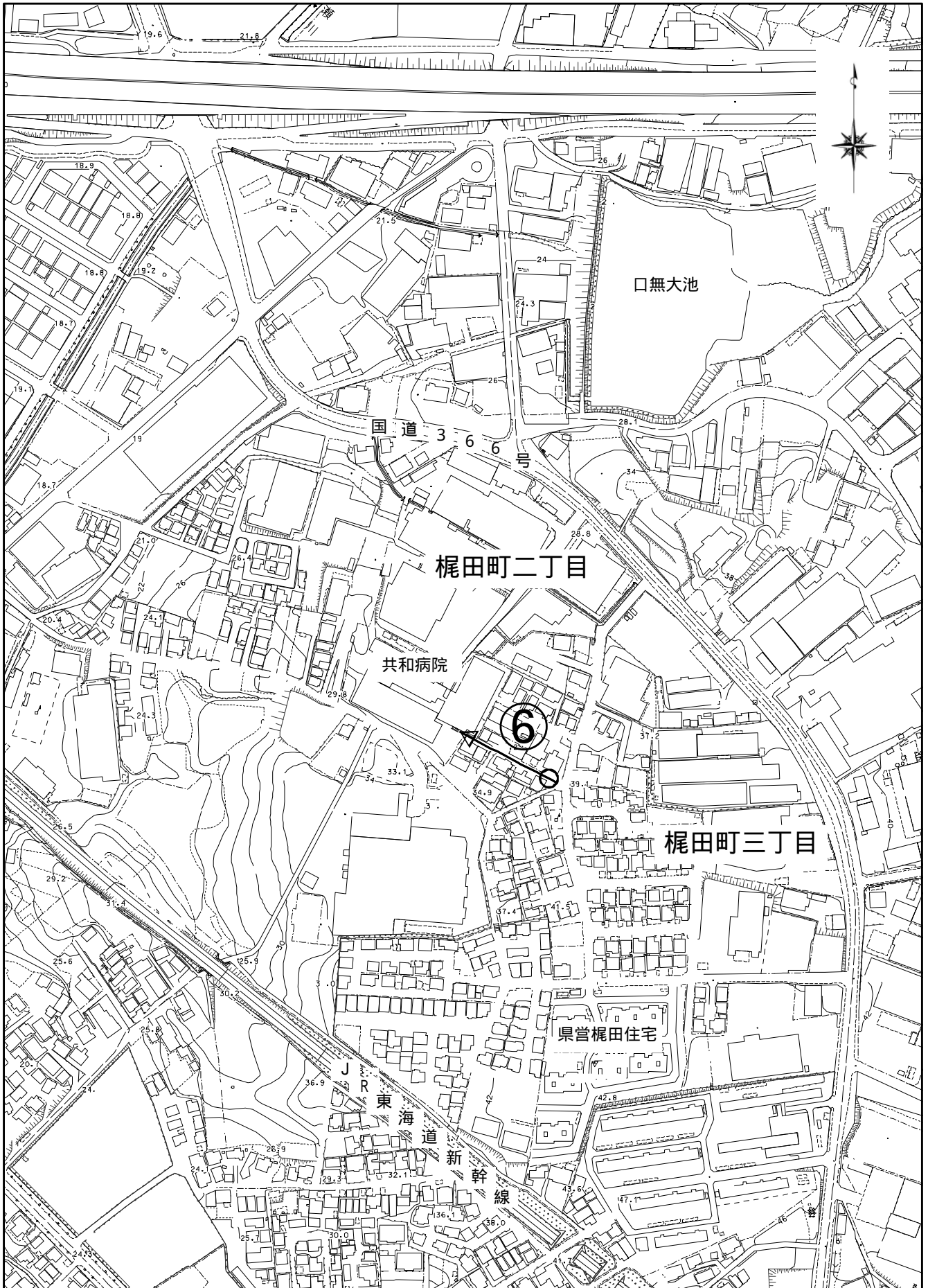
○ : 起点
 ▲ : 終点



1:2,000

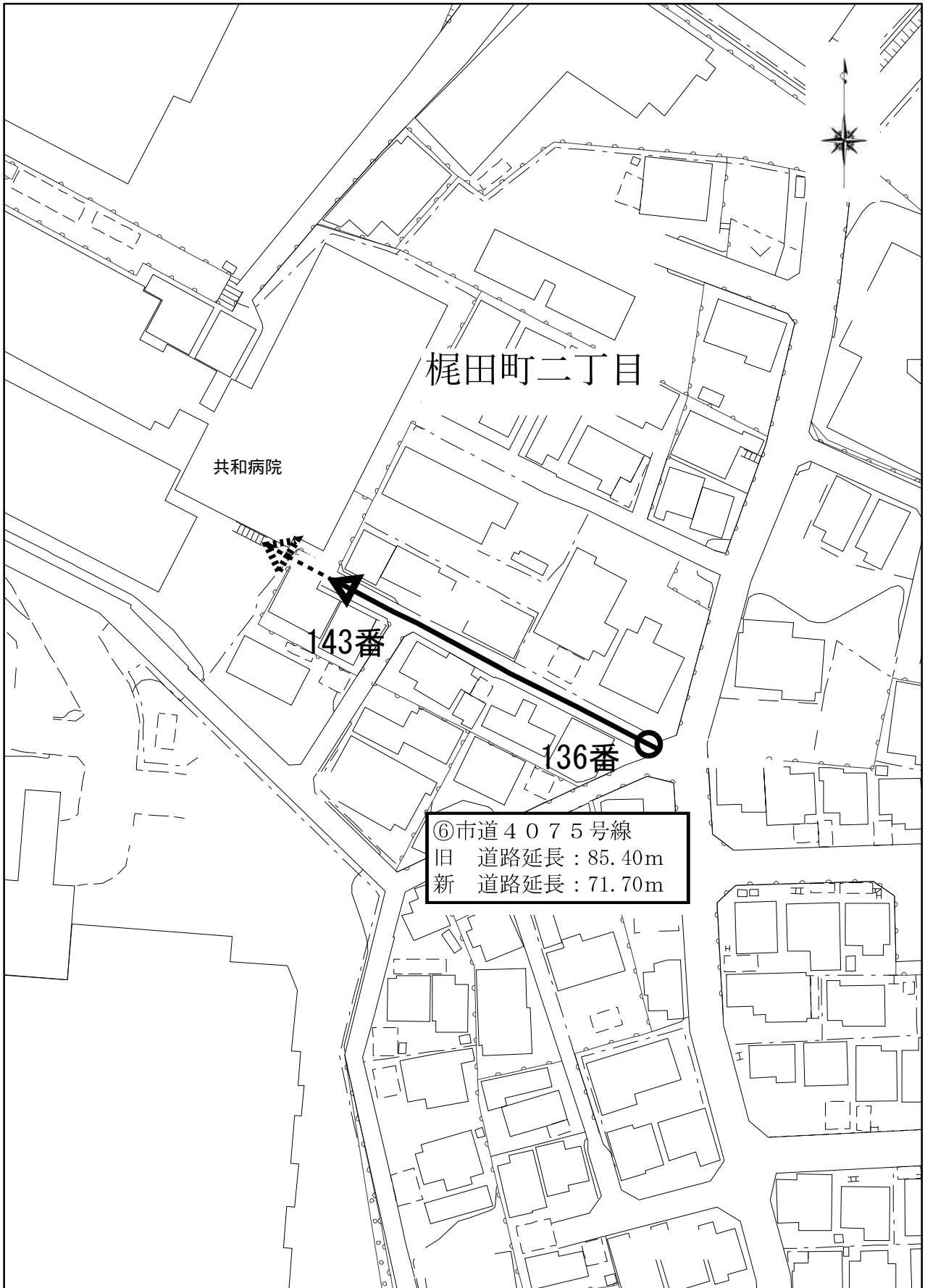
○ : 起点
▲ : 終点 (新)
■ : 終点 (旧)

路線変更位置図 4



1:4,000

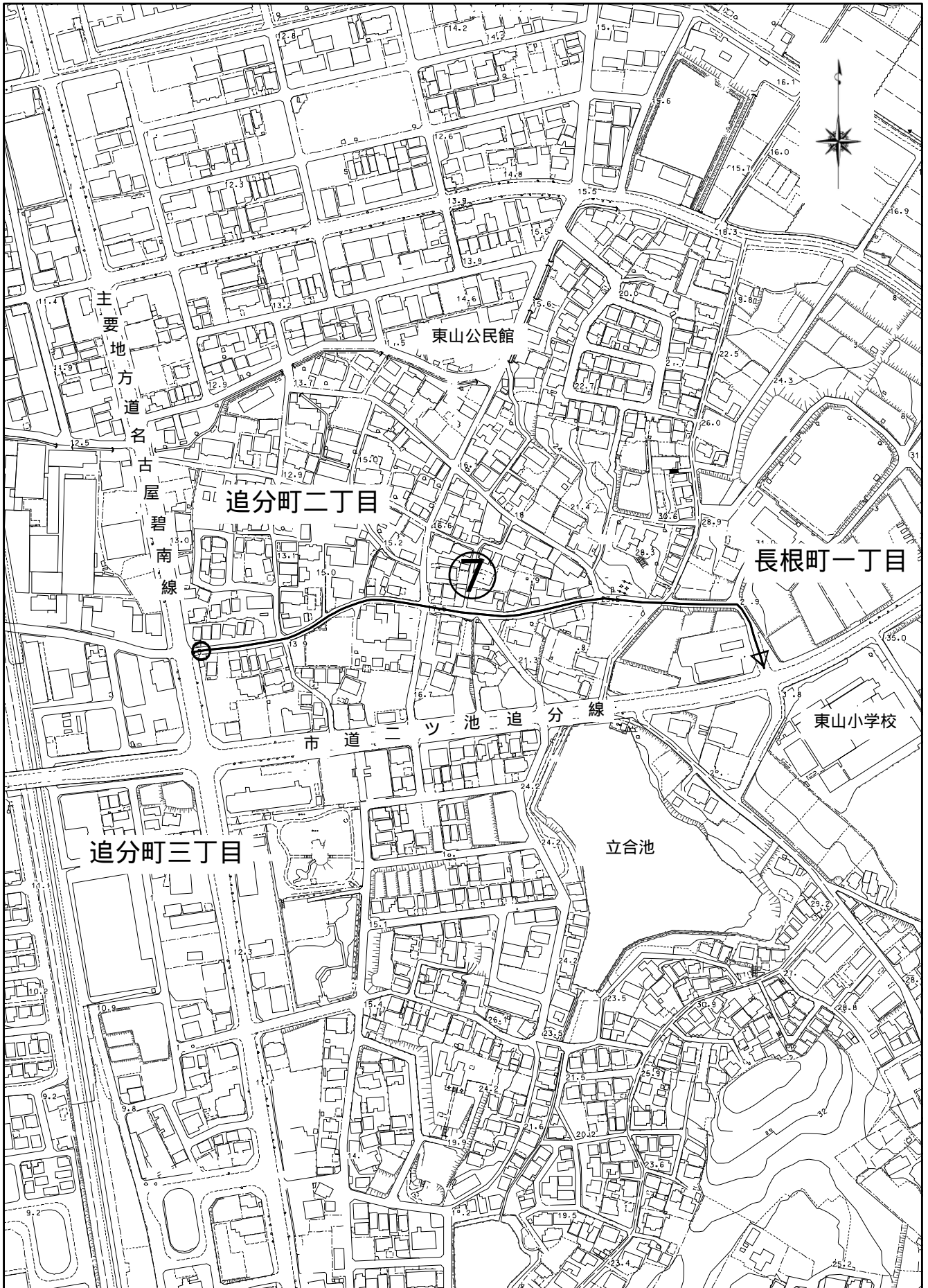
○ : 起点
 ▲ : 終点



1:1,000

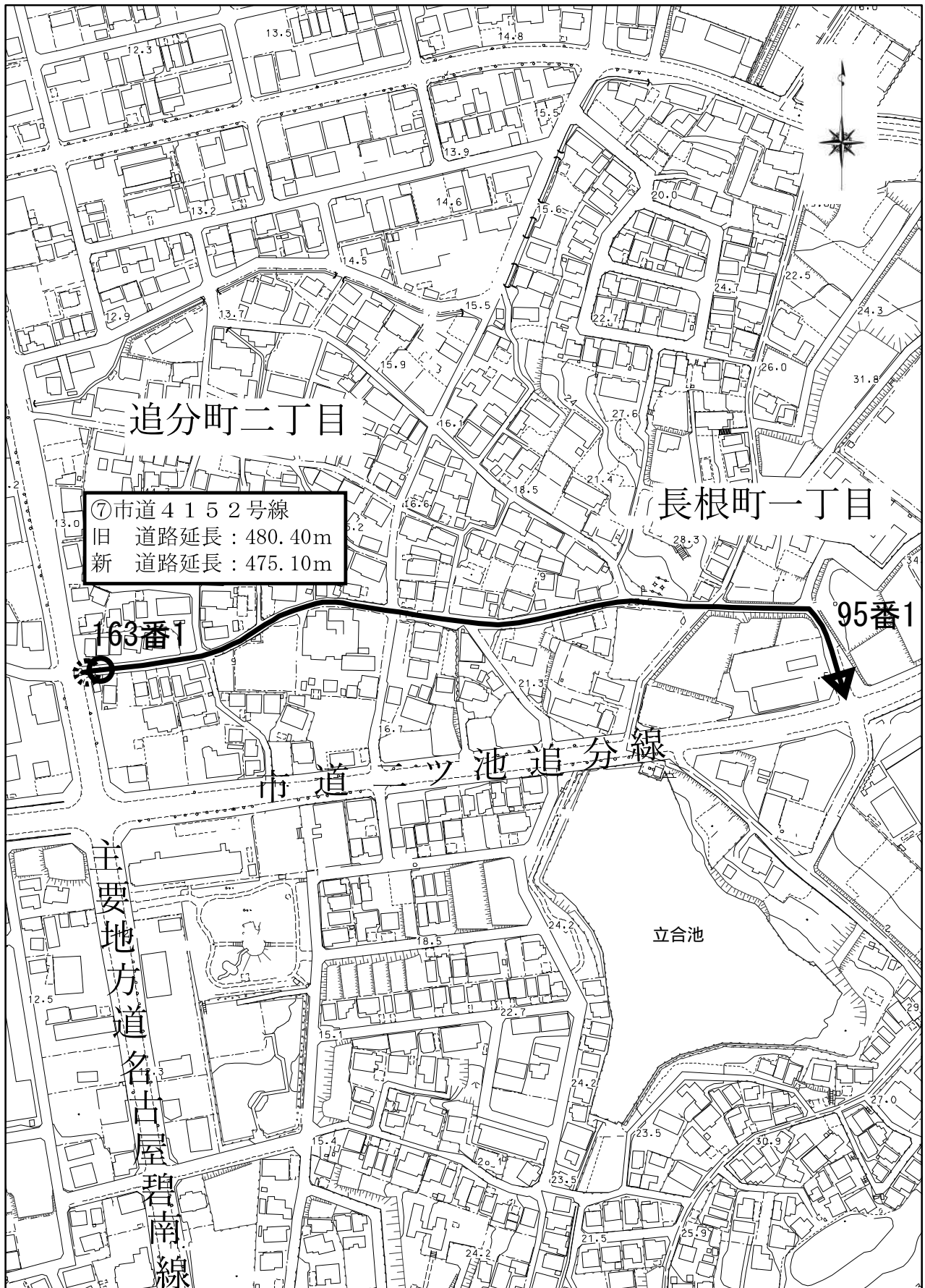
○ : 起点
▲ : 終点 (新)
⦿ : 終点 (旧)

路線変更位置図 5



1:4,000

○ : 起点
 ▲ : 終点

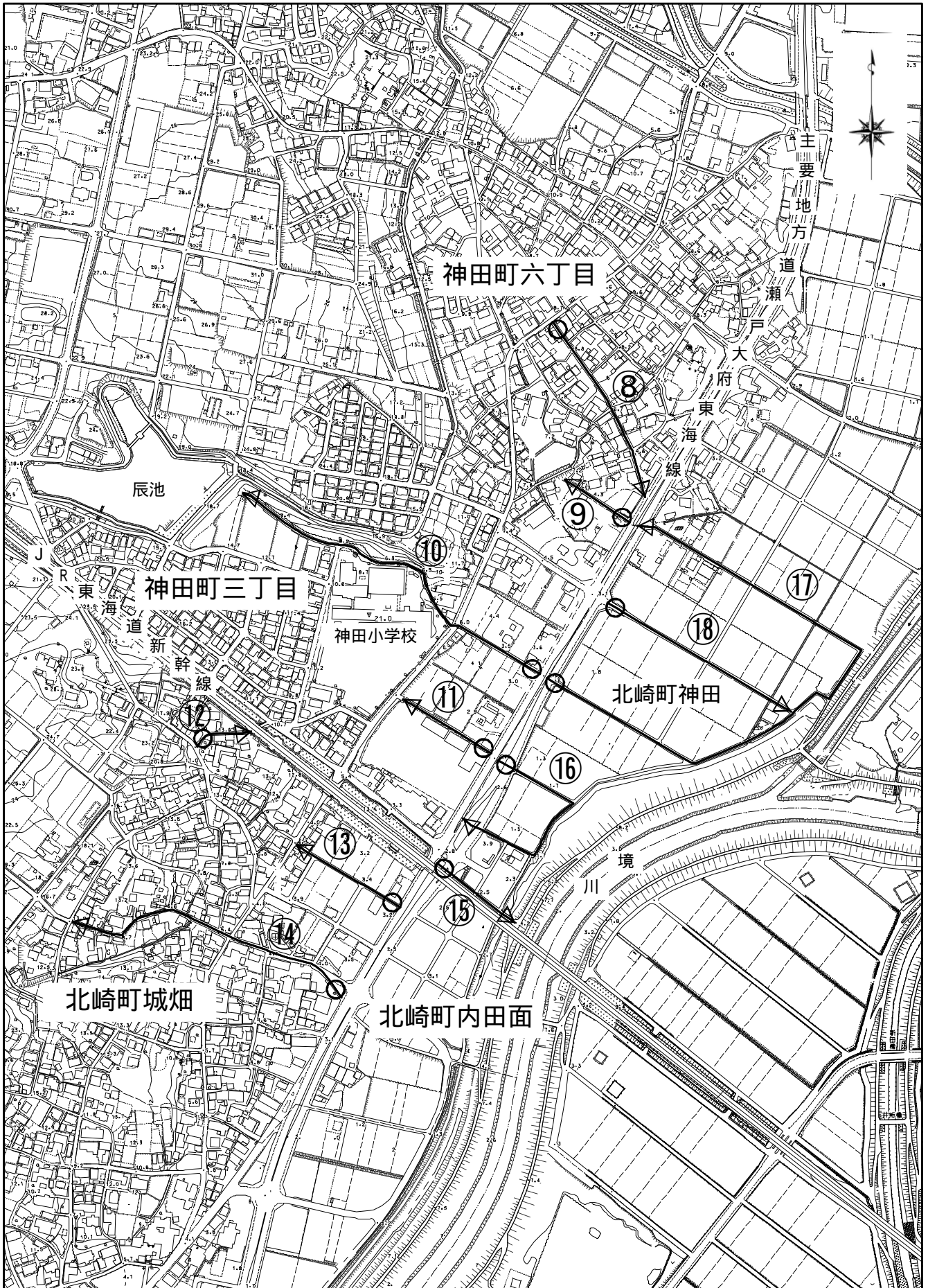


1:3,000

☼ : 起点 (旧) ● : 起点 (新)

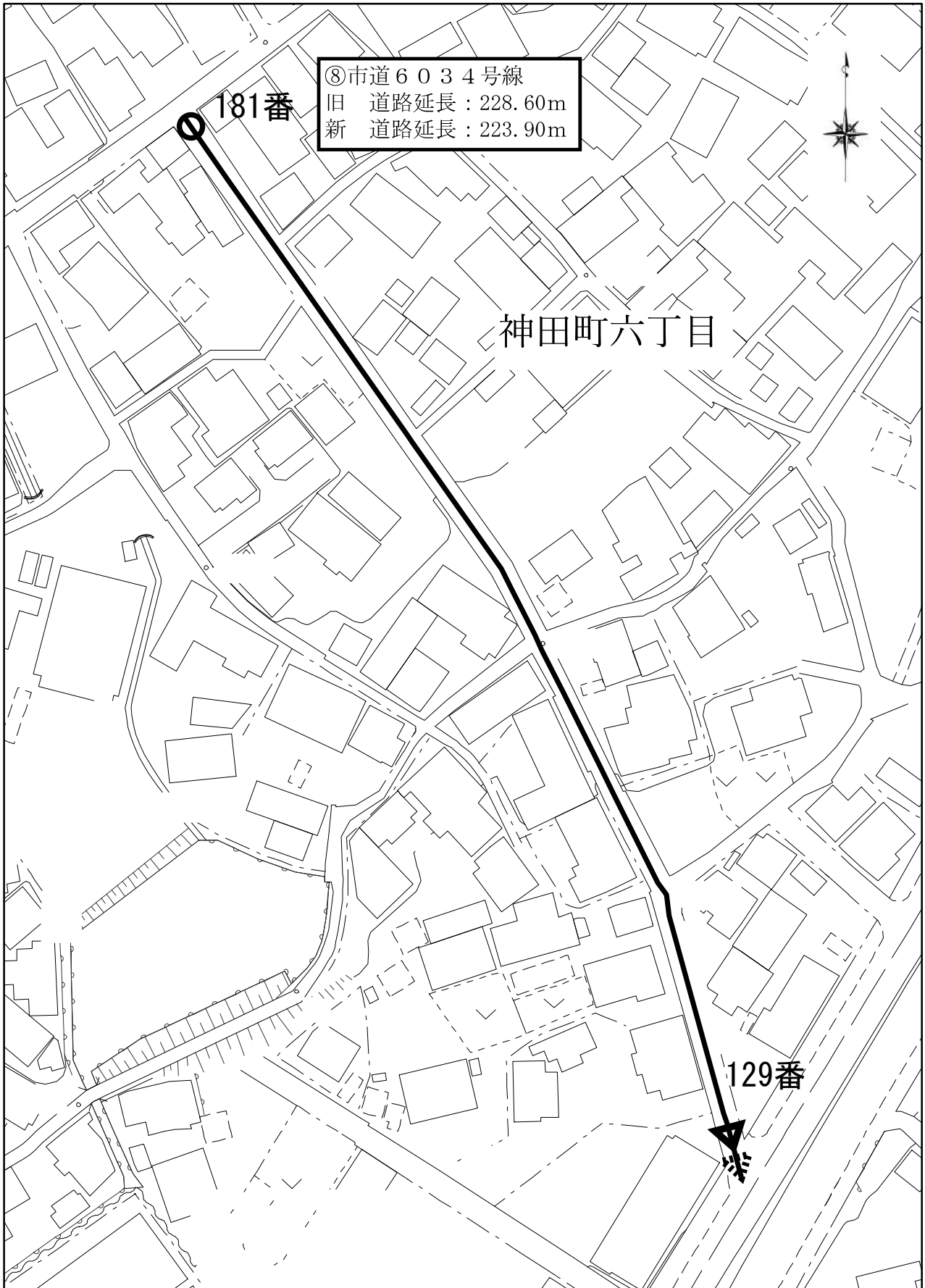
▲ : 終点

路線変更位置図 6



1:6,000

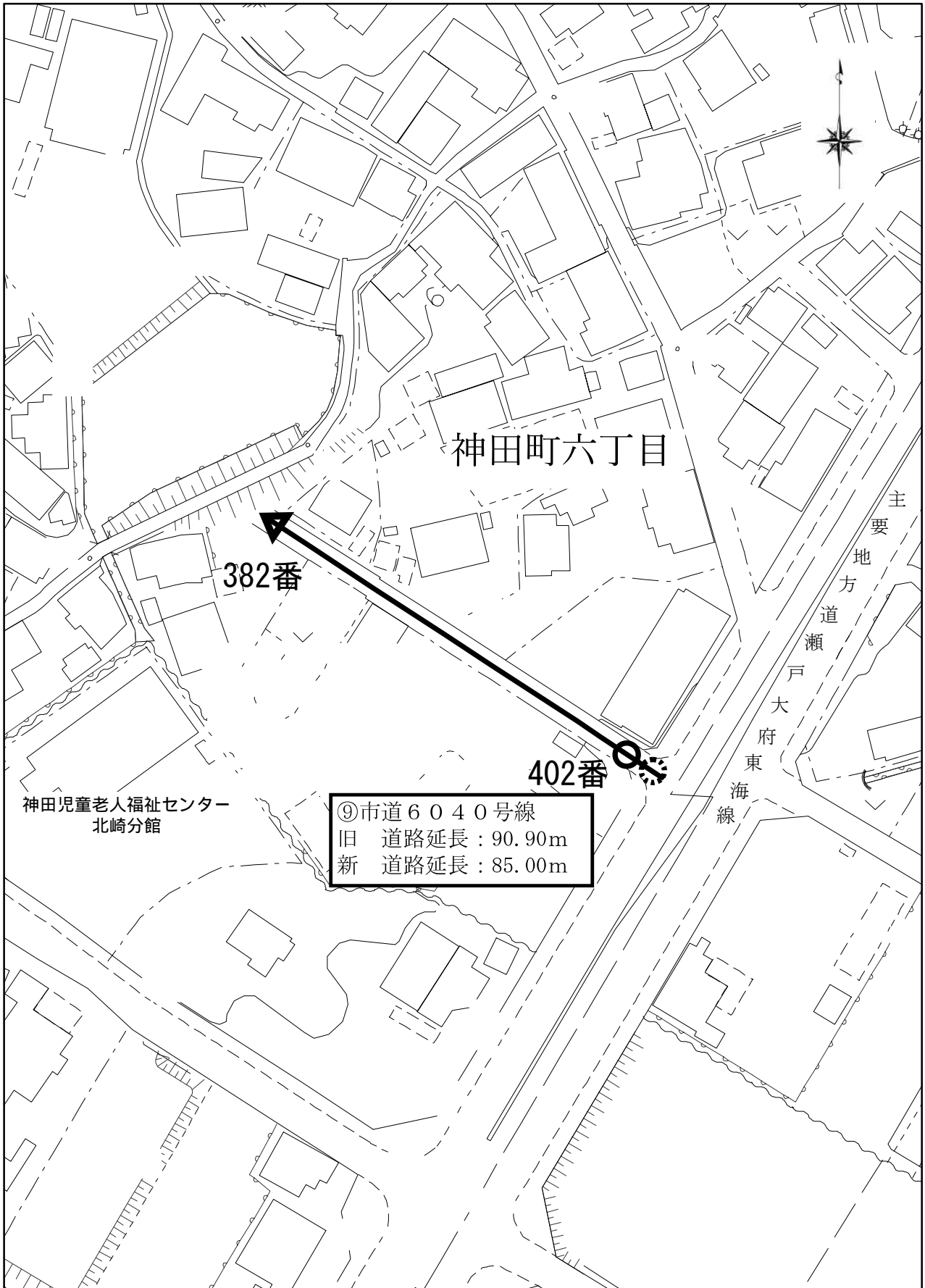
● : 起点
▲ : 終点

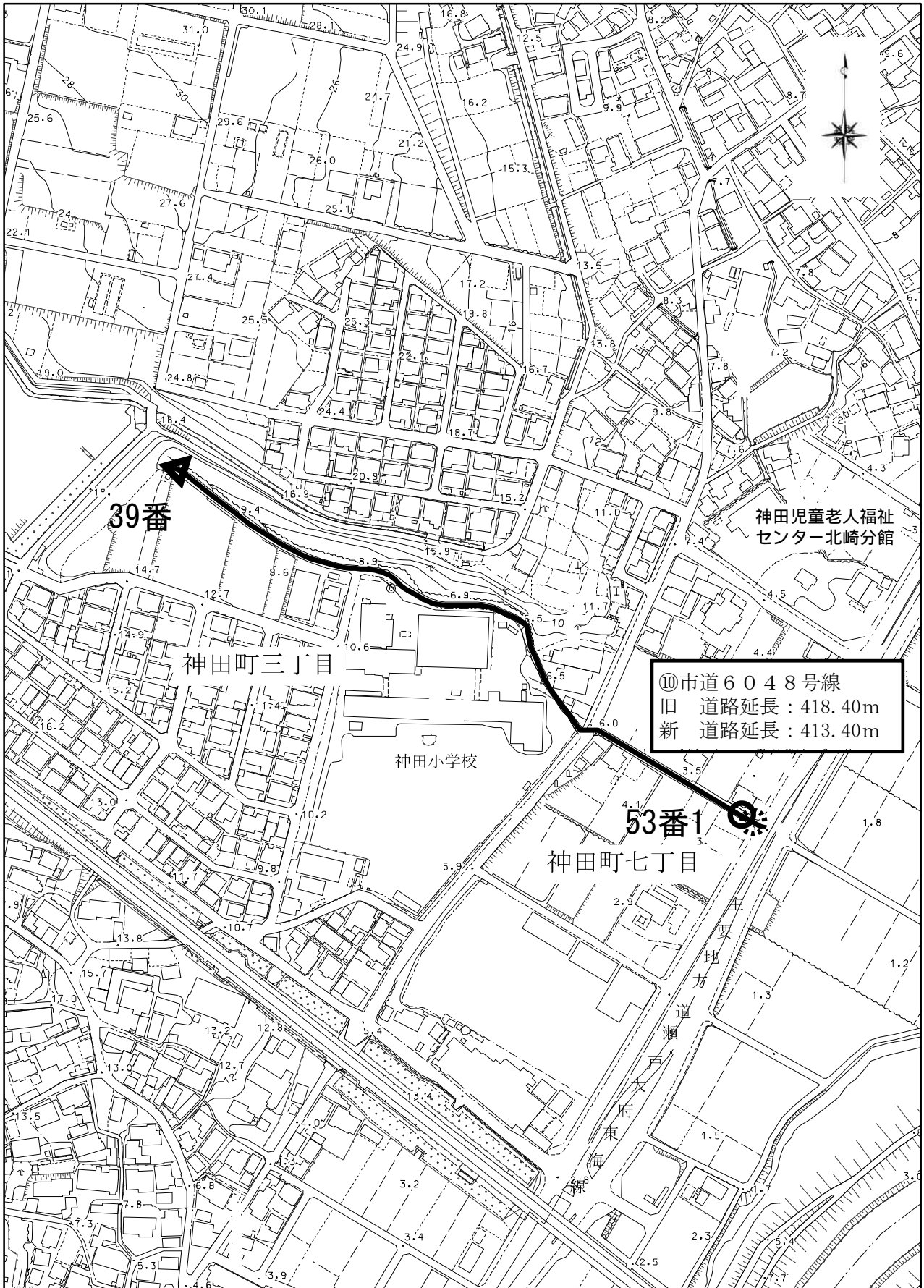


1:1,000

○: 起点
▲: 終点 (新)
⊘: 終点 (旧)

詳細図 6-2





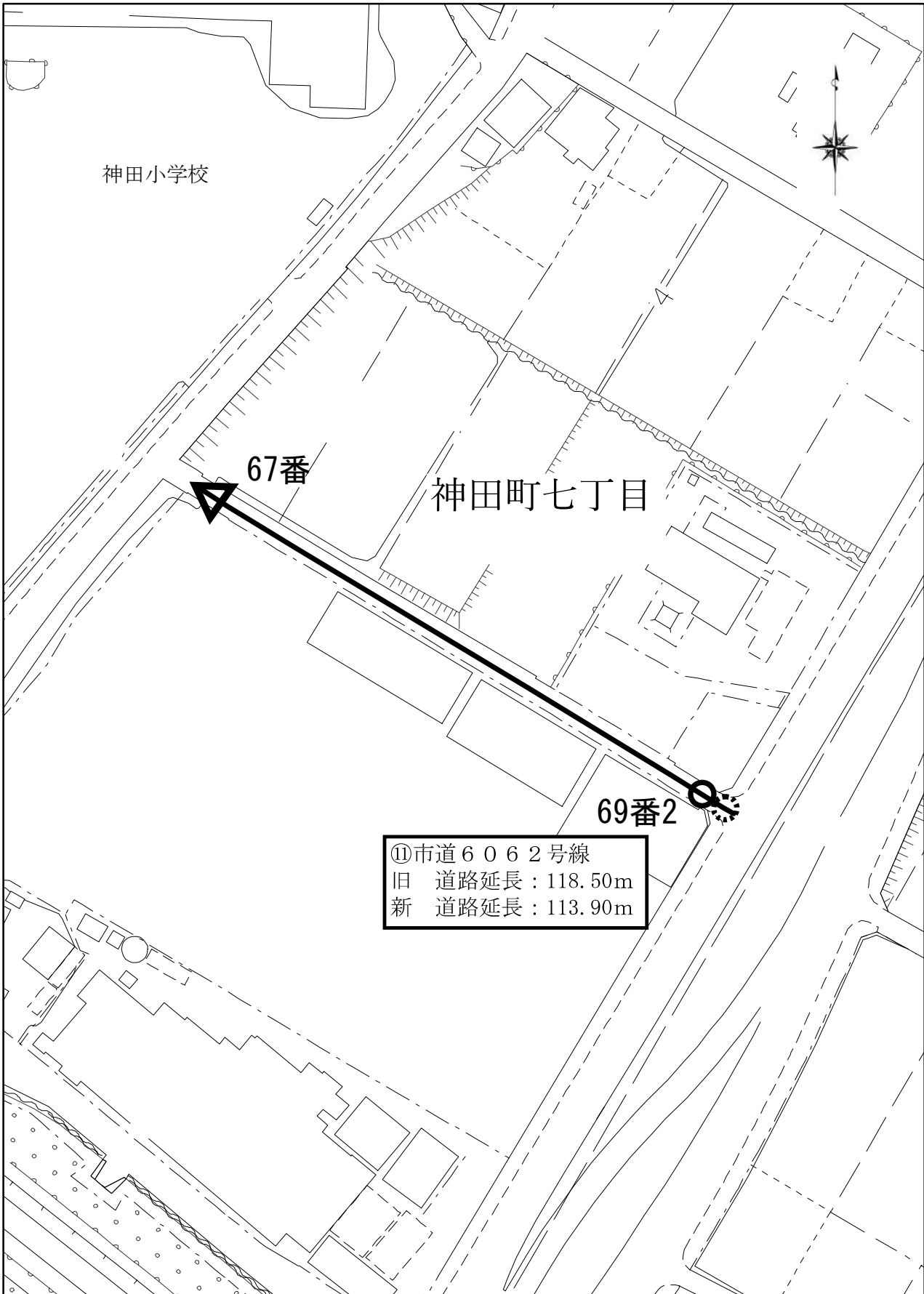
1:3,000

☀: 起点 (旧)

○: 起点 (新)

▲: 終点

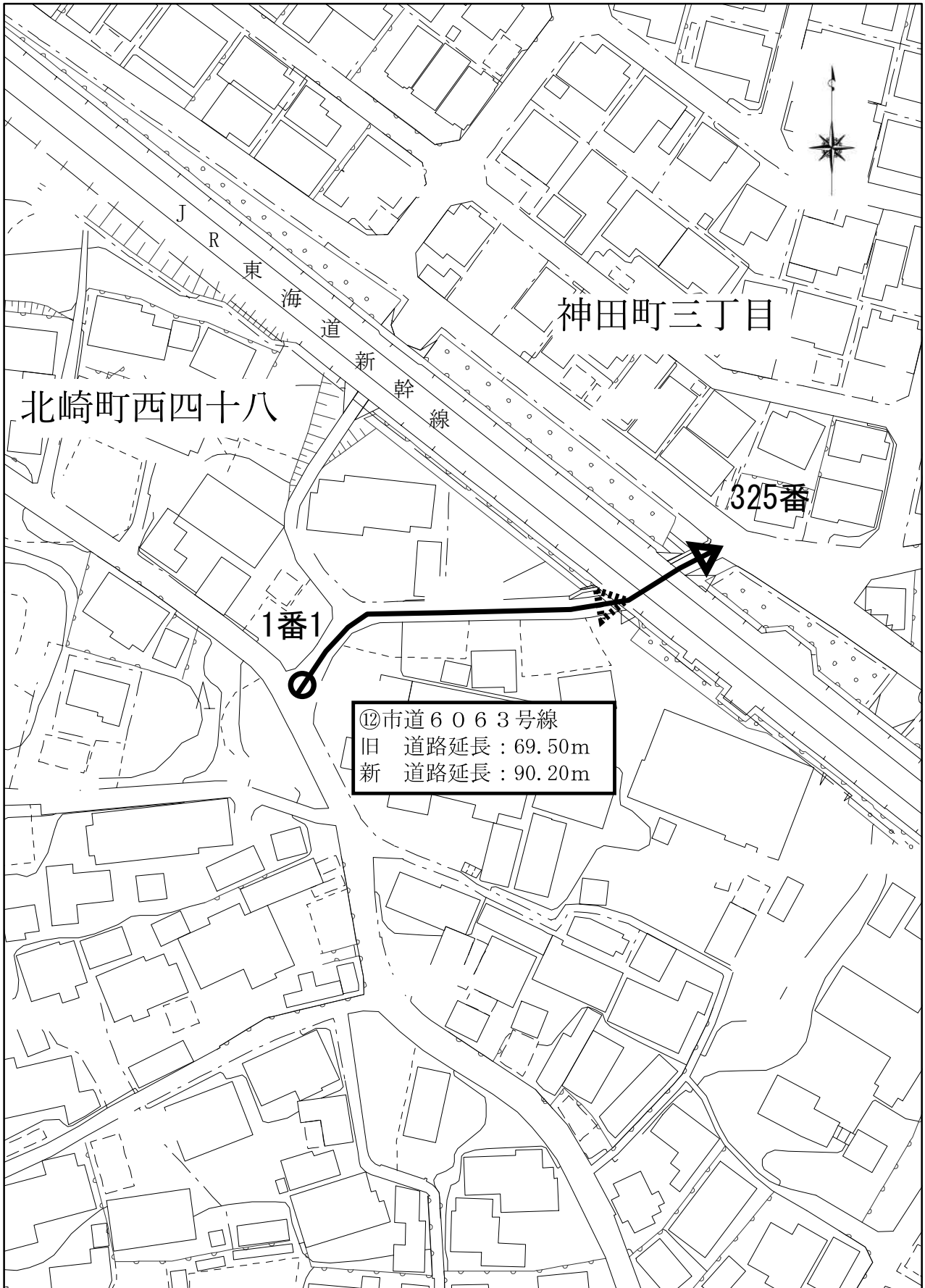
詳細図 6 - 4



1:1,000

☼ : 起点 (旧) ○ : 起点 (新)

▲ : 終点



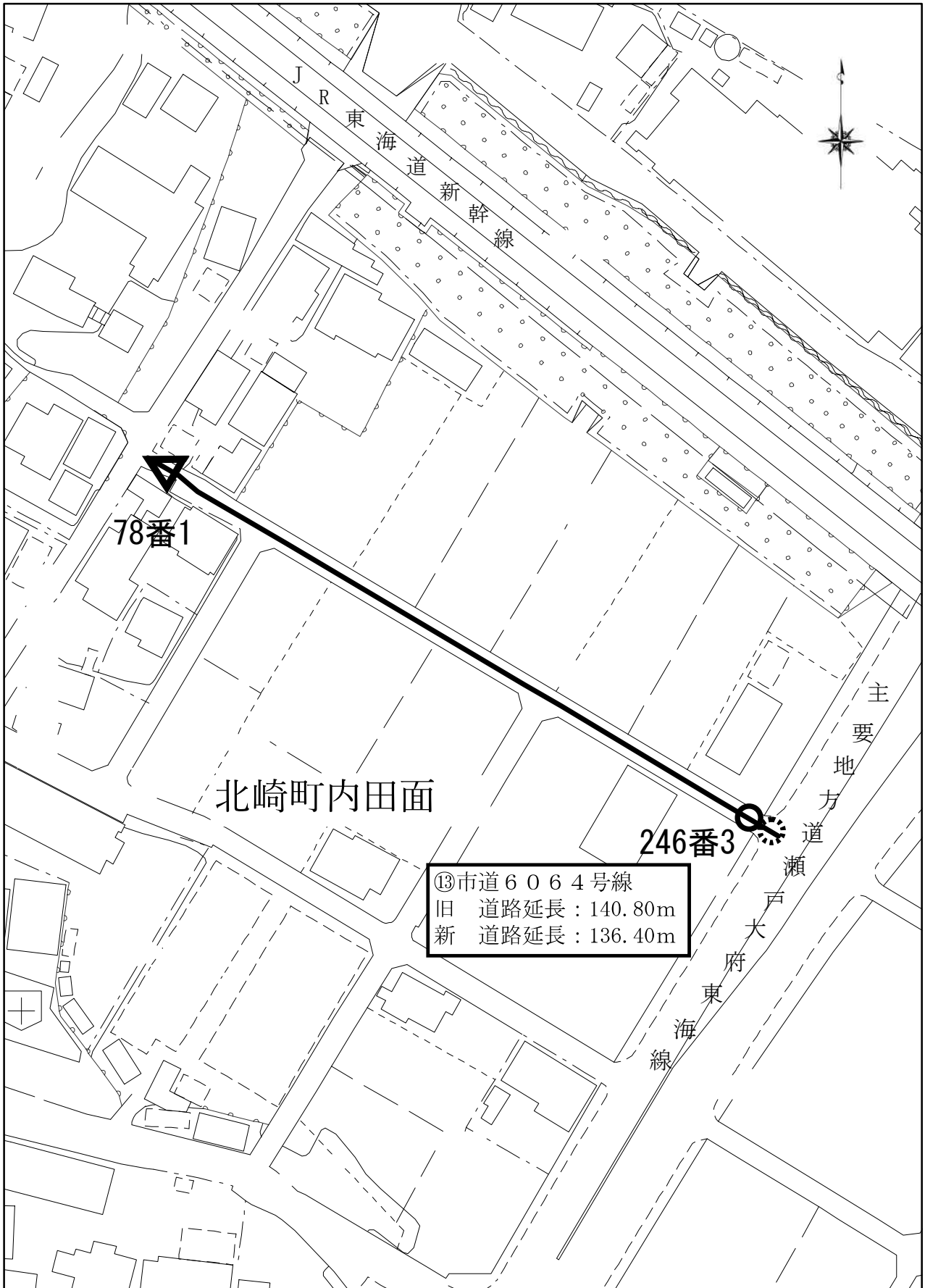
1:1,000

○:起点

▨:終点(旧)

▲:終点(新)

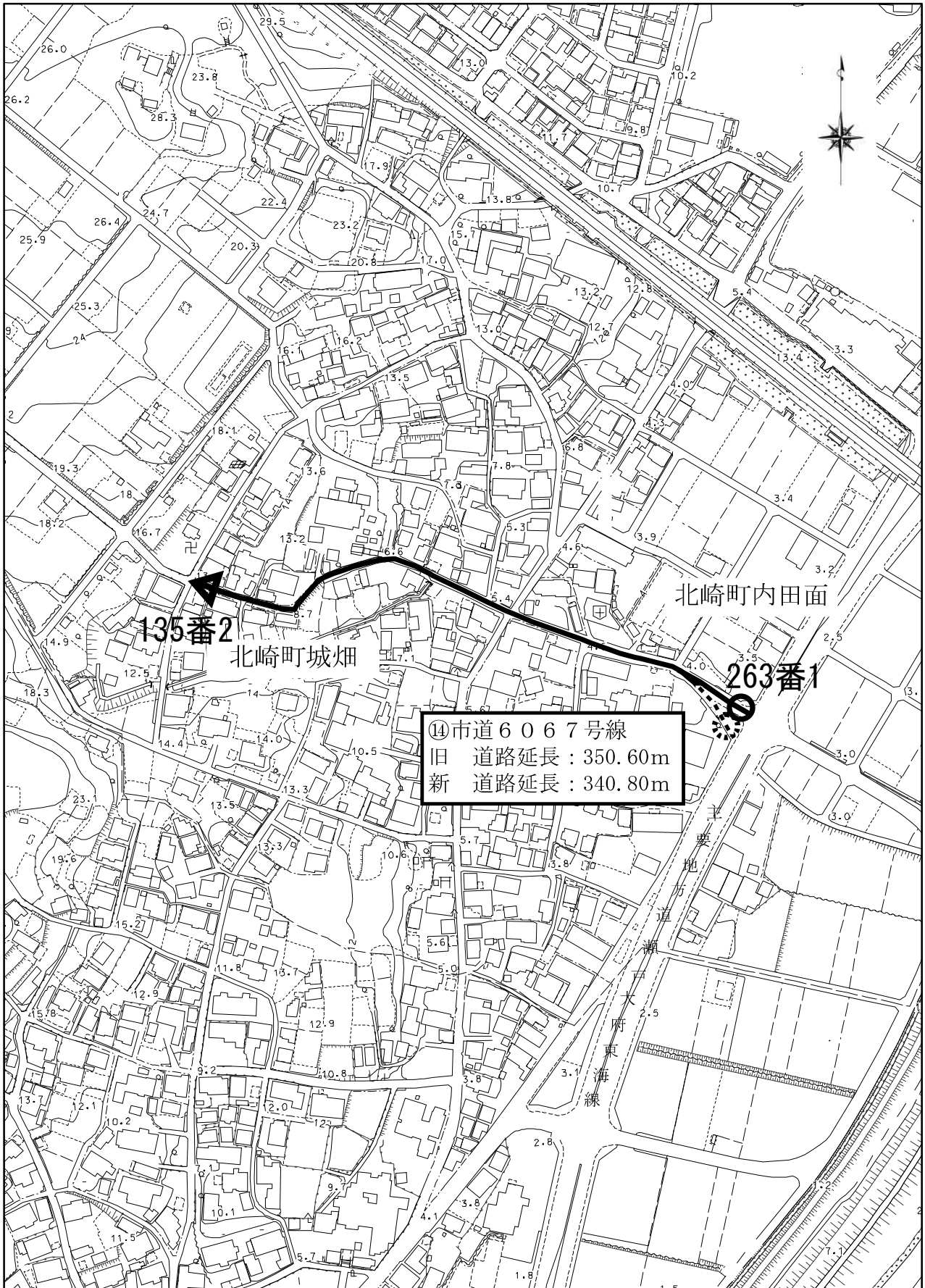
詳細図 6-6



1:1,000

⊙ : 起点 (旧) ○ : 起点 (新)

▲ : 終点



135番2

北崎町城畑

北崎町内田面

263番1

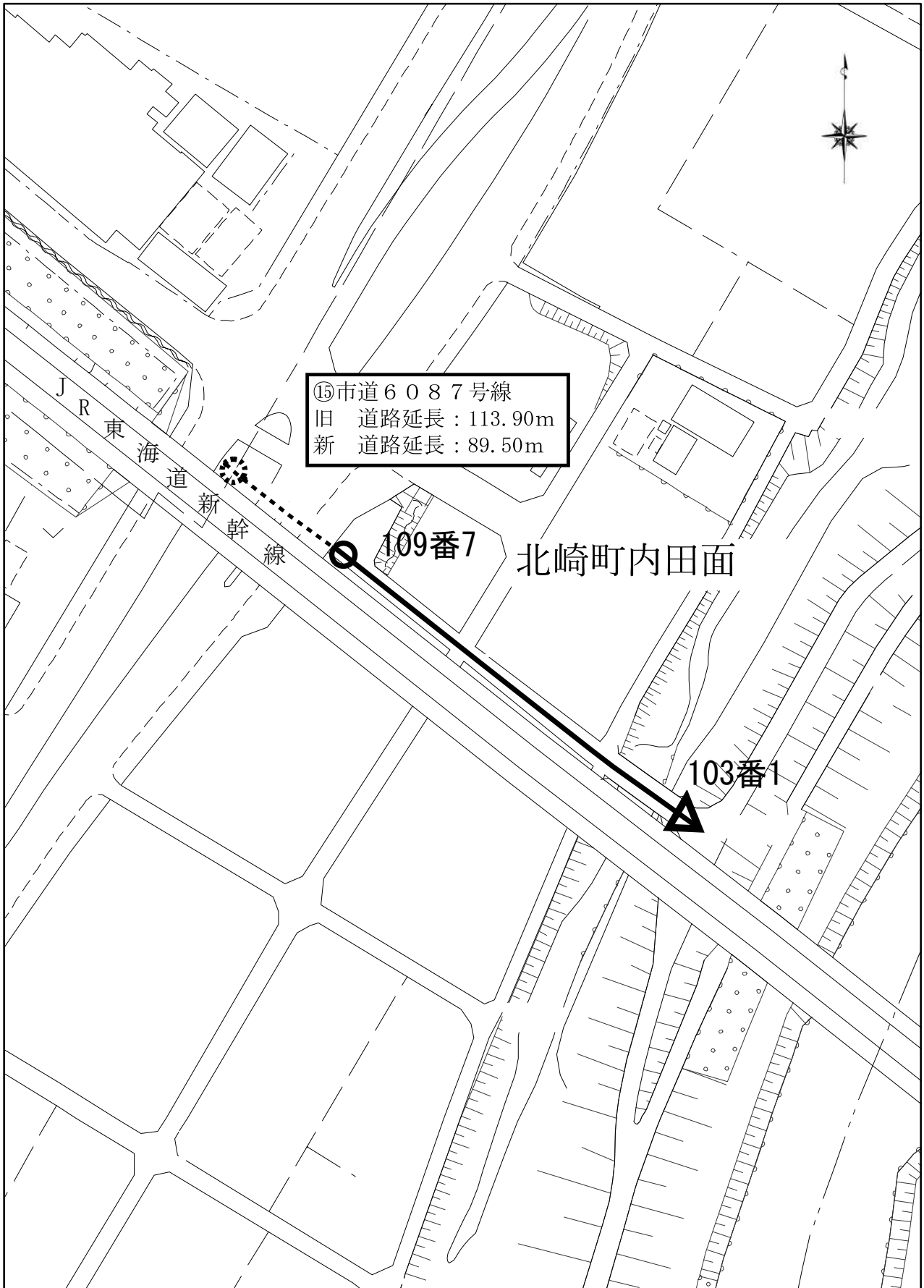
⑭市道6067号線
 旧 道路延長：350.60m
 新 道路延長：340.80m

1:3,000

⊙ : 起点 (旧) ● : 起点 (新)

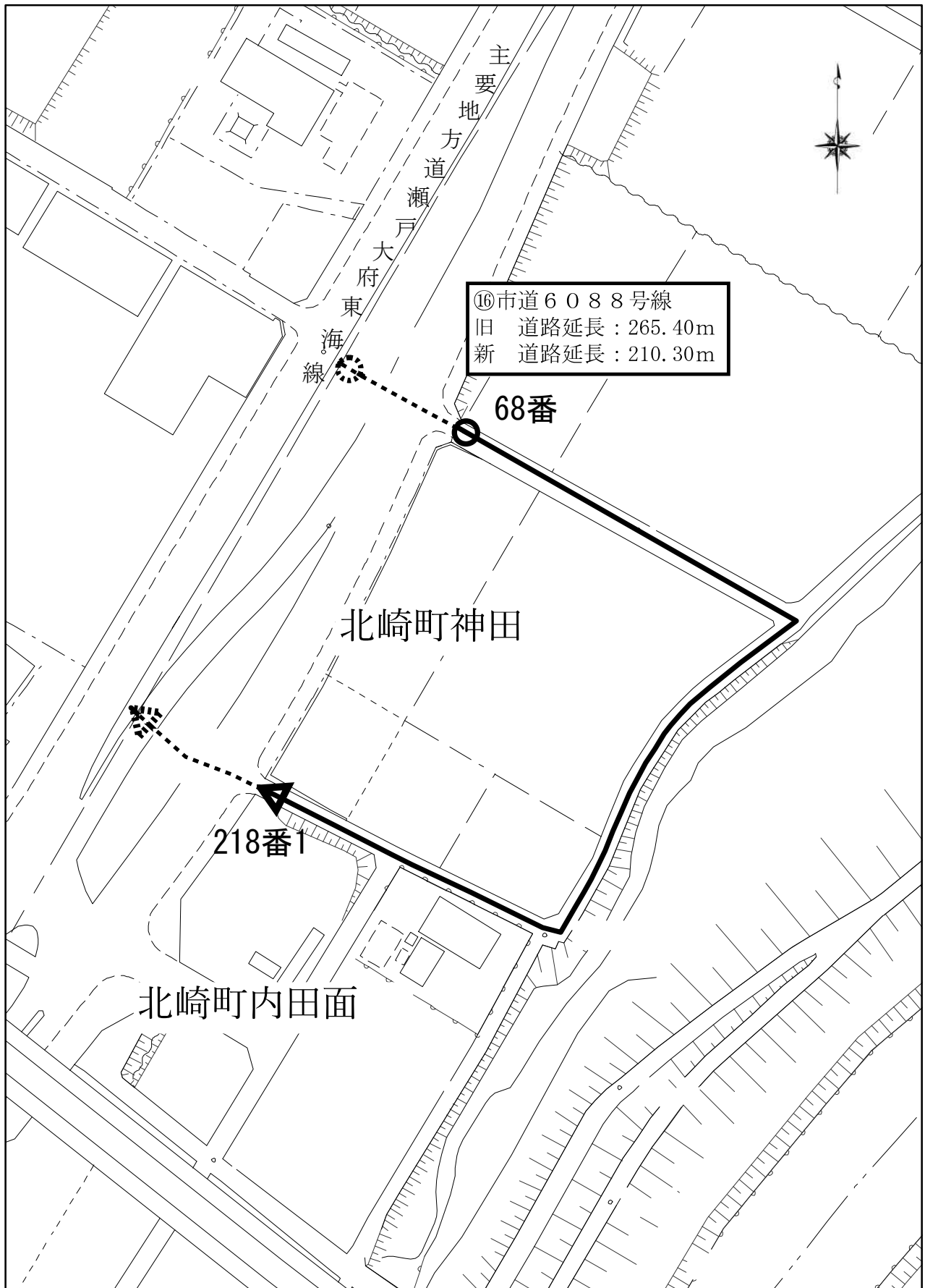
▲ : 終点

詳細図 6 - 8



1:1,000

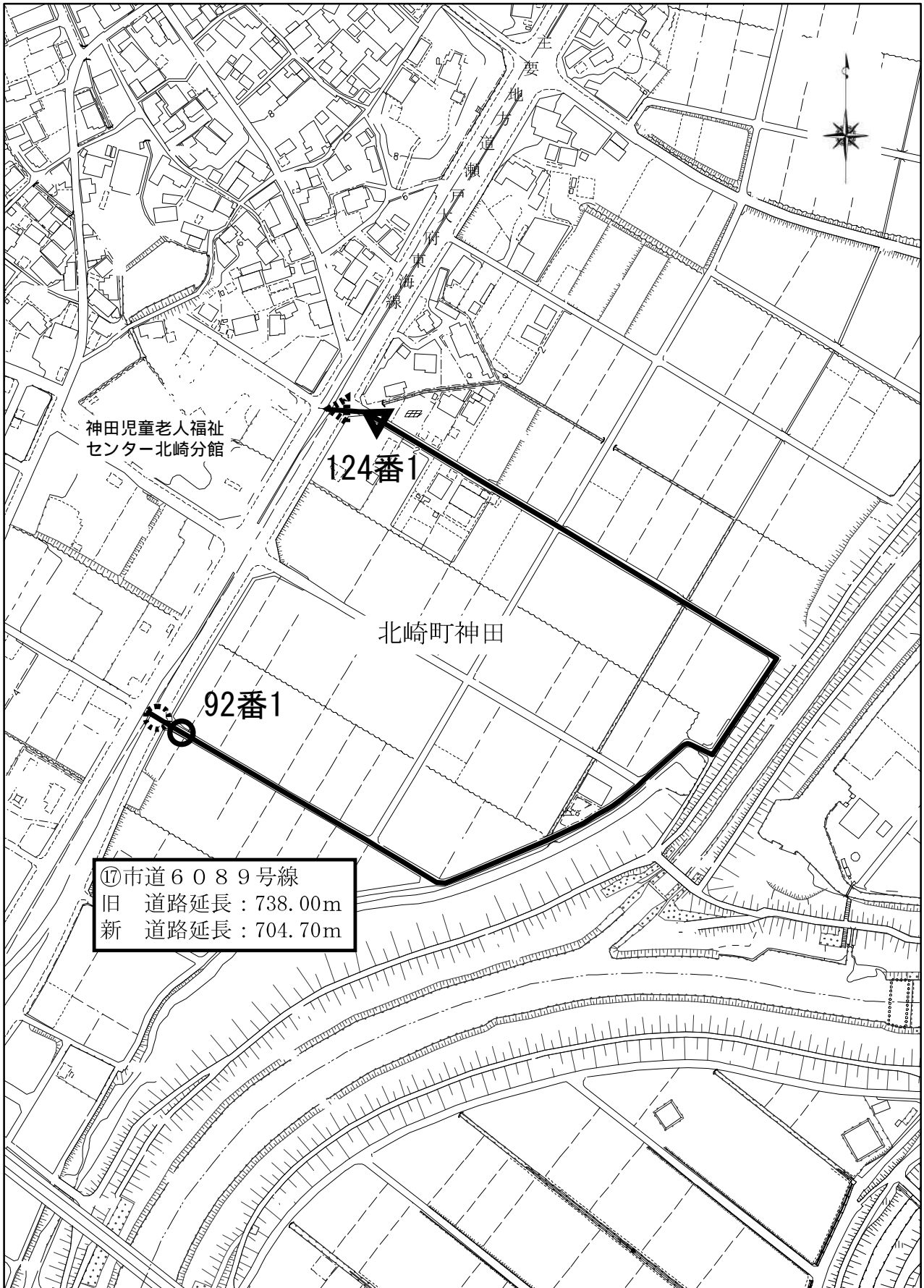
⊙: 起点 (旧) ○: 起点 (新)
▲: 終点







1:1,000

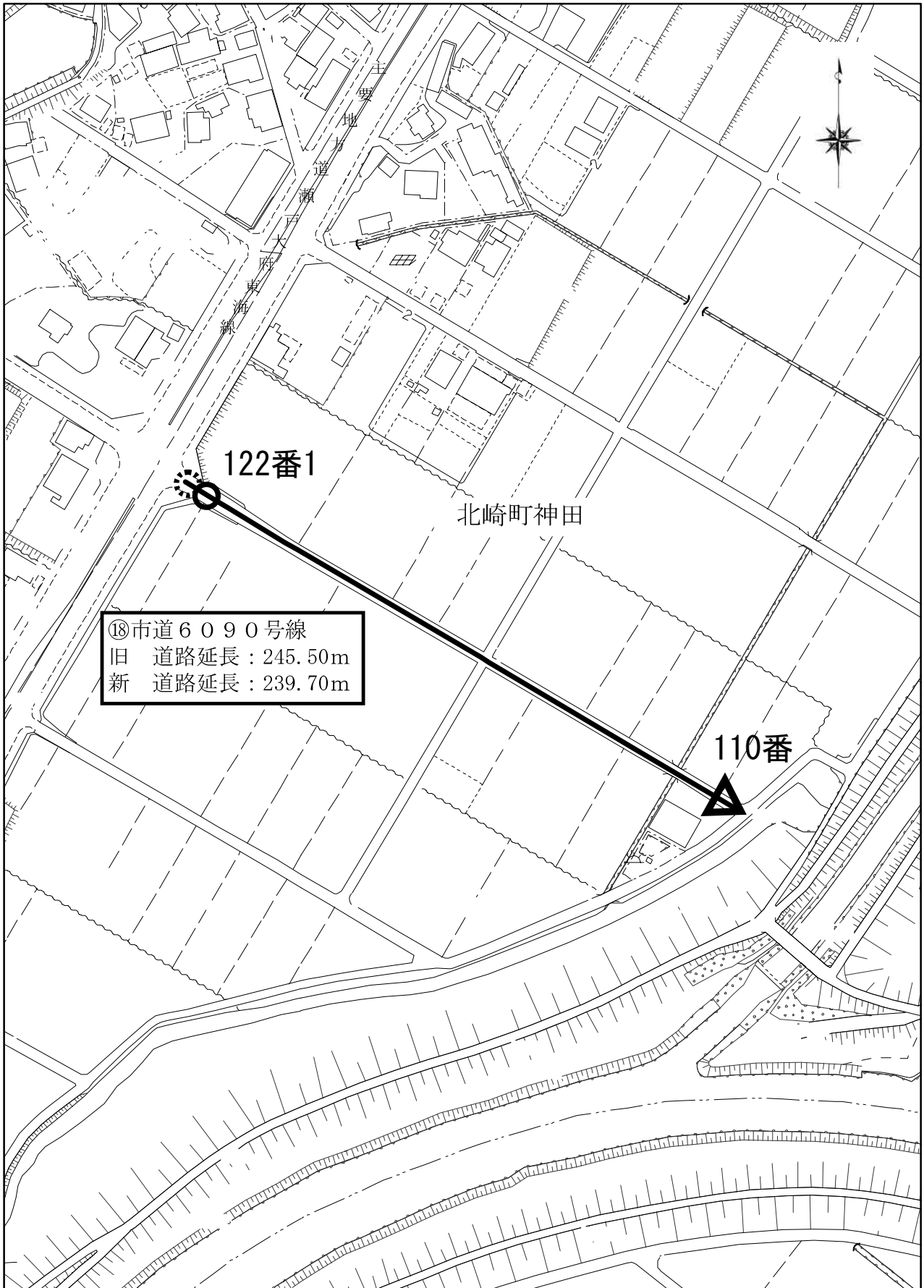
⊙ : 起点 (旧) ○ : 起点 (新)
⊚ : 終点 (旧) ▲ : 終点 (新)

詳細図 6-10

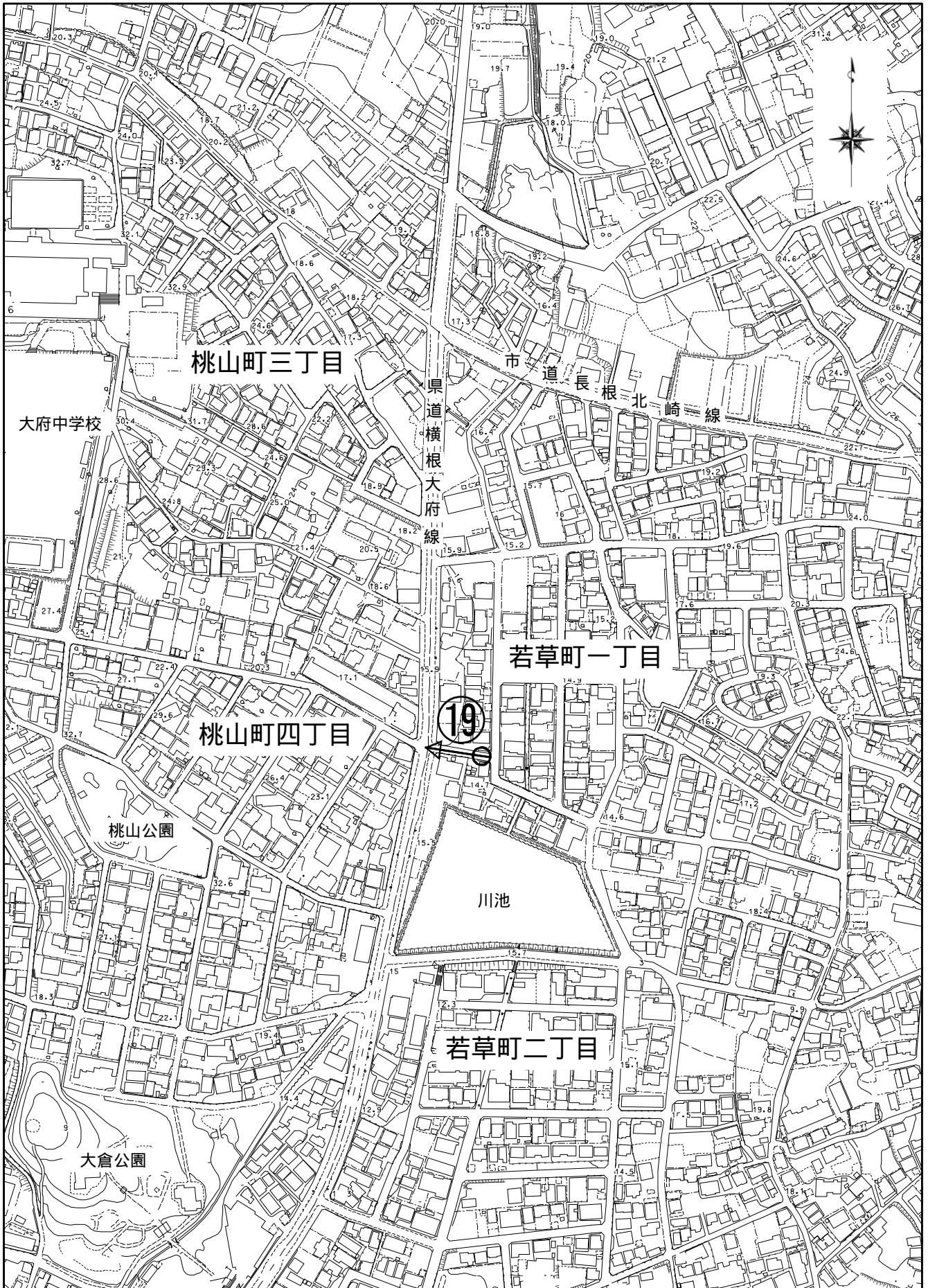


1:3,000

 : 起点 (旧)
  : 起点 (新)
 : 終点 (旧)
  : 終点 (新)

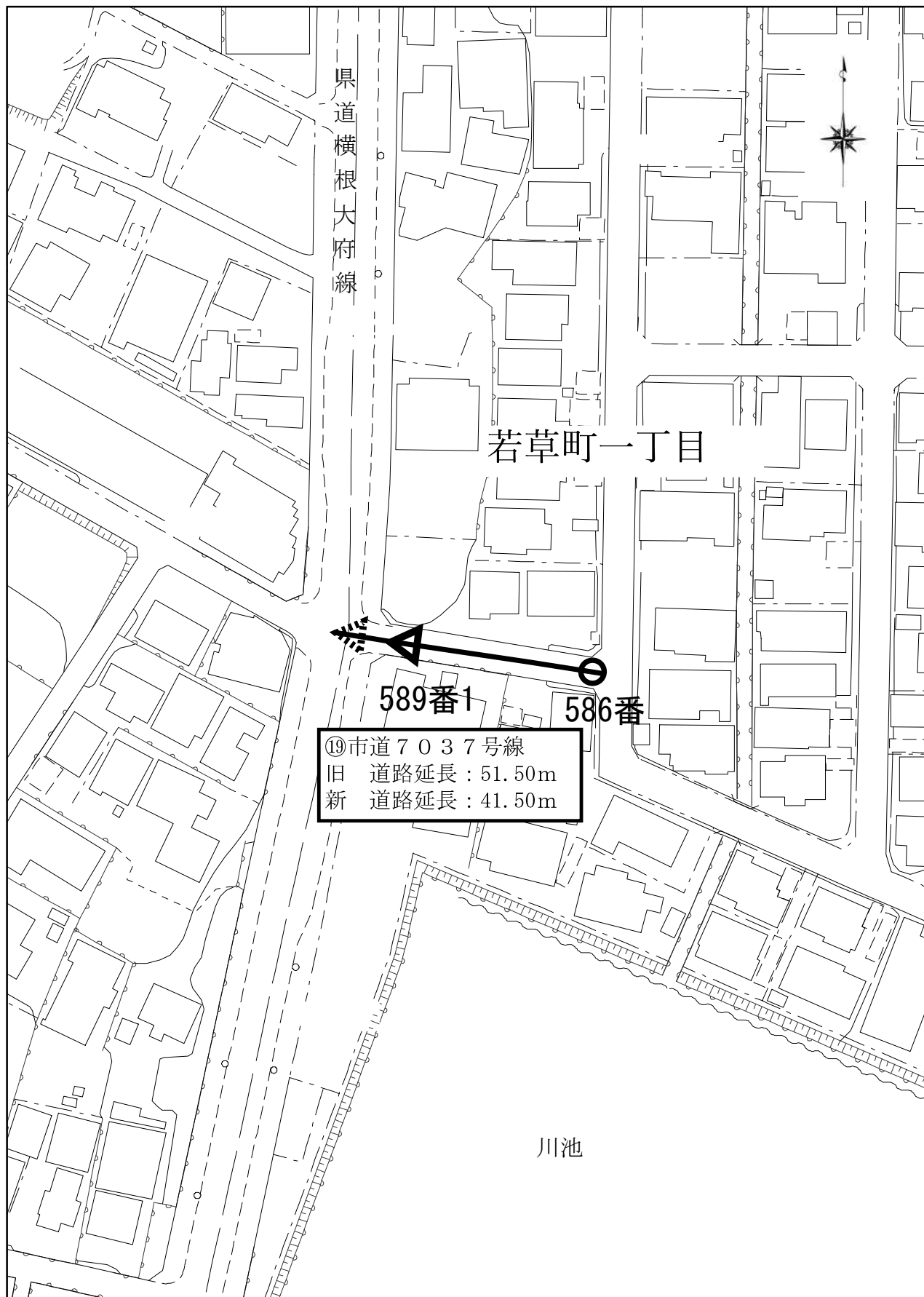


路線変更位置図 7



1:4,000

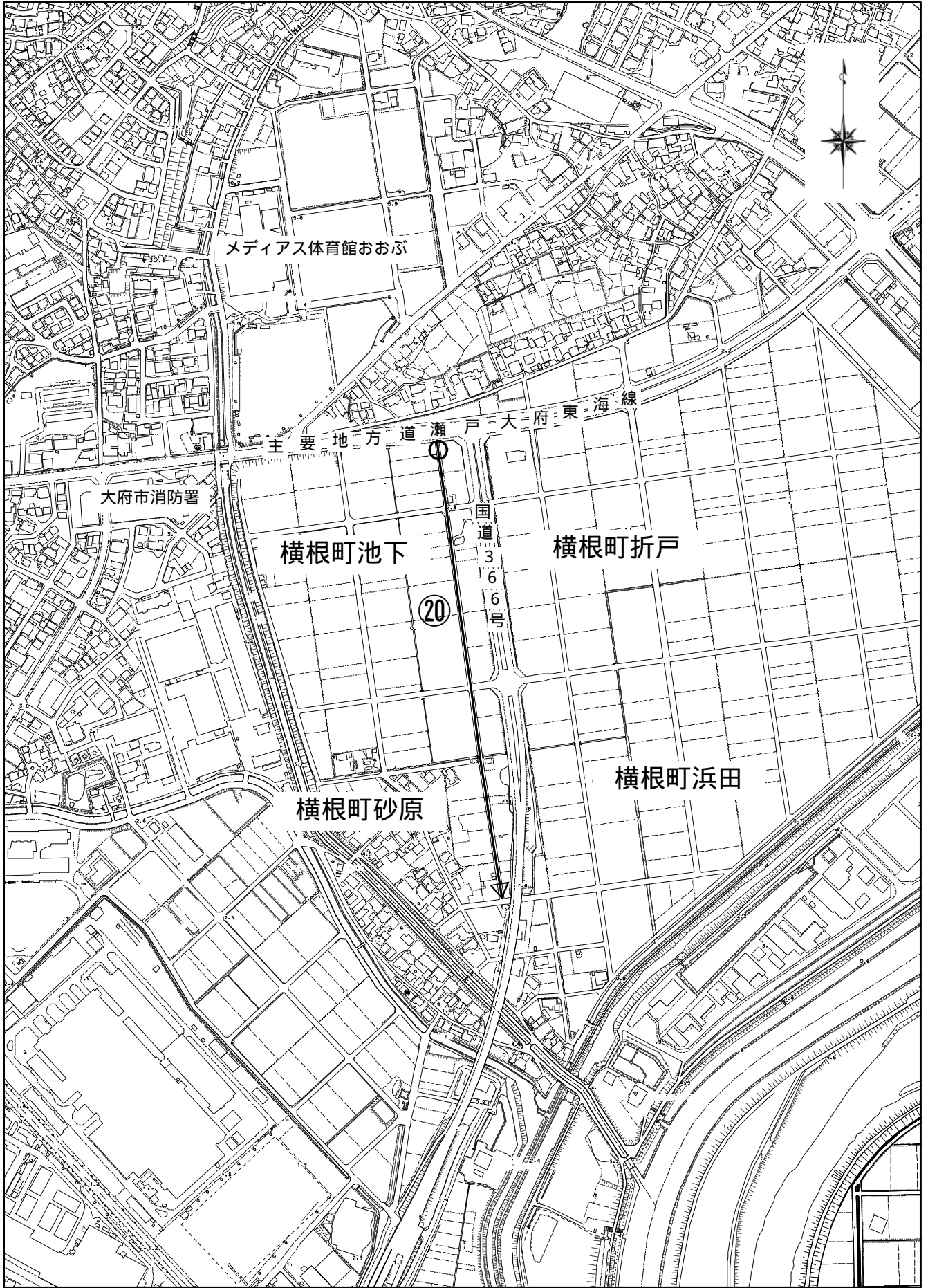
● : 起点
▲ : 終点



○: 起点

⦿: 終点 (旧) ▲: 終点 (新)

路線変更位置図 8



1:6,000

○ : 起点
▲ : 終点



1:3,000

⊙ : 起点 (旧) ○ : 起点 (新)

▲ : 終点